

でございます。また案の段階でございます。

○小林政夫君 計算して見ればわかりませんが、それで一体何分の利廻りになりますか、今のあなたのほうの案で。

○説明員(藤田茂君) 六分二厘一毛になります。

○小林政夫君 特別減税国債は政府提案の理由といいますが、趣旨の説明によると、二十八年度限りということですか。

○説明員(藤田茂君) 現在のところお話のように今年度限りという予定になつております。

○小林政夫君 産業投資特別会計法はこれは二十八年度限りというわけには行かないので、今後ずっと当分置かなければなりませんね。

○政府委員(白石正雄君) 産業投資特別会計法は只今のところ恒久法として考えられております。

○小林政夫君 その中に特別減税国債による蔵入という字が使つてありますね。そうすると、特別減税国債というものは二十八年度限りで打切るならば、その産業投資特別会計における新規資金源としては二十八年度二百億だけだと、あとはこの投資によつて回収金が廻つて来る、今まで投資した回収金、或いは利子収入というものが新規投資財源になるのであつて、二十九年

度以降においてはその回収金及び収入利息以外のものは資金源としてはないと考へてよろしいでしょうか。

○政府委員(白石正雄君) 特別減税国債が二十八年度限りで取りやめになる、二十八年度限りで取りやめになるということになりますれば、お説の通り当会計といはしましての新規の資金は一応

ないということになるわけでございます。

○小林政夫君 そこで私は、一応政府は特別減税国債というものは二十八年度だけだと、こう言つておられるわけですが、産業投資特別会計を設け、今までの財政資金投資、財政資金による投資を一本化した、一本化して整理しよう、こういう産業投資特別会計を設けることは、財政資金による投資を一本化するという意味においては意義があるが、特に設けてやる場合においては二十九年以降は回収金以外には新規調達資金はないのであるというこ

とであると、それは整理という、一本化するという意味だけであつて、投資特別会計を設けた意義がかなり薄らぐのであつて、従つて一応特別減税国債というものの発行は二十八年度限りだということは今言つておられるが、政府の計としては二十九年以降に於いても発行する意思があるんじゃないか。その点はどうもこれは事務当局に聞いたんではよくわからないので、少くとも政務次官又は大臣にお尋ねしたい。

○理事(西川基五郎君) 今政務次官は本会議に入つておりますので、追つて参ります。それでよろしいでございます。

○小林政夫君 それだけでございませう。

○森下政一君 昨日菊川さんの質問に對して、大体個人の場合は一割二分ぐらゐの減税国債は利廻りになるというお話がありましたけれども、一つ例を挙げて解説して下さい。

○説明員(藤田茂君) この特別減税国債は標準利率は年四分でございます。

が、これを個人が買いますと、四年で償還を受けるものとして一割二分六毛二厘になります。それから法人の場合にはこの国債を若干余分に買ひませんと同じ額の減税が受けられませんか、で、そういう意味で算出した利廻りが若干悪くしまして、一割五厘七毛四厘という利廻りになります。その利廻りは四年で償還を受けるものと仮定しました場合のものでございまして、この減税国債は三年目に三分の一、四年目に三分の一、五年目に三分の一を償還するという計画になつてお

りますので、若し三年目に抽籤償還を受けますと、これより若干よくなりまして、法人では一割二分六厘二毛五厘、個人では一割四分五厘八毛五厘というように利廻りはよくなります。一方五年目に償還を受けますと、法人では九分三厘五毛四厘、個人では一割五厘六毛四厘という計算になるわけでございます。

○森下政一君 あとの質問は政務次官が見えてからお伺いしたいと思ひます。

○理事(西川基五郎君) それではこの二案は一時延ばしまして、今日参つた租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正するといふ、これを一つ政府当局より御説明を願ひます。

○政府委員(渡辺喜久彦君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましまして、衆議院で一部の修正がございしたもので、便宜から御説明申し上げたいと思ひます。これ一点について申し上げます。御手許に御配付してありますものにつきましまして順次御説明して参ります。

第一条に修正がございしますのは、あとで申し上げますように、通行税につきまして一定期間の減税がございします。この總則的な第一条におきまして通行税の規定を入れようと、これはまあいけば一種の字句修正でございます。

第二条の二として附加されました規定は、現在行なつております預貯金等の利子の課税方法、これは御承知のように一面において他の所得との総合課税が行われますと同時に源泉課税が行われ、その場合にきまつて百分の二十の税率で課税される、それから源泉選択の制度というのがございまして、今度の措置法の改正におきましては現行の百分の五十の税率を百分の四十の税率に下げると、こういうふうな建前になつていふのであります。これがこの修正案によりまして、総合課税は当分の間やらない、これが第一点、同時にその課税は利子の支払いの際の源泉課税だけに限定しまして、その税率は百分の十に引下げる、総合課税をやめまして、源泉選択の制度もおのづから、あれもまあ臨時的な措置でございまして、あれは一応条文の上からは姿を消してしまふ。この一連の關係が第二条の二でございします。これは期間が、総合課税をしないのは二十八年分と二十九年分に一応限られております。なお源泉徴収の場合の税率につきましまして、これは將來の税制改正のことも考へたんだらうと思ひますが、百分の十でやりますのは三十年の三月三十一日、年度末まで百分の十で、なおこれに關連を持つた規定が、十八頁を御覧願ひたいと思ひますが、割増金

附貯蓄の取扱に關する法律の一部改正、これが附則で改正されております。これは現在割増金附貯蓄、割増金附定期という制度が行われているのでございしますが、同時にこの割増金につきましましては一応税金は課税しないといふことがなされていふのでございします。が、そういうことの上に現在におきましては未等までと言ひますが、全部は附貯蓄なしの割増金、こういう制度が行われておまして、いささか割増金附貯蓄の割増金についても課税しないといふ、そういう規定が多少範圍が拡げられて非課税になつていふといふような扱いになつていふように思ひますので、それをこの機会に変えようと、即ち割増金の範圍というもののについて一応限定いたしまして、いわば一種の利子に相当するものを全部割増金の形で以て分配するといふことはしないように、どこまでも割増金の額は利子額のやはり一部に相當する程度にとどめるといふことの上に、一つはその配当の割合を、その割増金の割合を利子又は配当の總額の七分の三に限定する、これが一つ、それから割増金を受ける人の當分の数、現在全部が割増金を受けるといふ制度がなされておきますが、その数を抽籤の数の三分の一に限定しよう、こういうのを併せて行おうという規定が改正されております。これが預貯金課税に對する一連の改正規定でございします。

それから次に第七條の六、それから第七條の七、相當長文の規定が入つております。これは輸出奨励のために輸出した人、輸出業者或いは輸出業者に製品を販売した人等に對しまして輸出奨励の意味の下に一定の減税を行おう

とで申し上げますように、通行税につきまして一定期間の減税がございします。この總則的な第一条におきまして通行税の規定を入れようと、これはまあいけば一種の字句修正でございます。

規定は、現在行なつております預貯金等の利子の課税方法、これは御承知のように一面において他の所得との総合課税が行われますと同時に源泉課税が行われ、その場合にきまつて百分の二十の税率で課税される、それから源泉選択の制度というのがございまして、今度の措置法の改正におきましては現行の百分の五十の税率を百分の四十の税率に下げると、こういうふうな建前になつていふのであります。これがこの修正案によりまして、総合課税は当分の間やらない、これが第一点、同時にその課税は利子の支払いの際の源泉課税だけに限定しまして、その税率は百分の十に引下げる、総合課税をやめまして、源泉選択の制度もおのづから、あれもまあ臨時的な措置でございまして、あれは一応条文の上からは姿を消してしまふ。この一連の關係が第二条の二でございします。これは期間が、総合課税をしないのは二十八年分と二十九年分に一応限られております。なお源泉徴収の場合の税率につきましまして、これは將來の税制改正のことも考へたんだらうと思ひますが、百分の十でやりますのは三十年の三月三十一日、年度末まで百分の十で、なおこれに關連を持つた規定が、十八頁を御覧願ひたいと思ひますが、割増金

附貯蓄の取扱に關する法律の一部改正、これが附則で改正されております。これは現在割増金附貯蓄、割増金附定期という制度が行われているのでございしますが、同時にこの割増金につきましましては一応税金は課税しないといふことがなされていふのでございします。が、そういうことの上に現在におきましては未等までと言ひますが、全部は附貯蓄なしの割増金、こういう制度が行われておまして、いささか割増金附貯蓄の割増金についても課税しないといふ、そういう規定が多少範圍が拡げられて非課税になつていふといふような扱いになつていふように思ひますので、それをこの機会に変えようと、即ち割増金の範圍というもののについて一応限定いたしまして、いわば一種の利子に相当するものを全部割増金の形で以て分配するといふことはしないように、どこまでも割増金の額は利子額のやはり一部に相當する程度にとどめるといふことの上に、一つはその配当の割合を、その割増金の割合を利子又は配当の總額の七分の三に限定する、これが一つ、それから割増金を受ける人の當分の数、現在全部が割増金を受けるといふ制度がなされておきますが、その数を抽籤の数の三分の一に限定しよう、こういうのを併せて行おうという規定が改正されております。これが預貯金課税に對する一連の改正規定でございします。

それから次に第七條の六、それから第七條の七、相當長文の規定が入つております。これは輸出奨励のために輸出した人、輸出業者或いは輸出業者に製品を販売した人等に對しまして輸出奨励の意味の下に一定の減税を行おう

とで申し上げますように、通行税につきまして一定期間の減税がございします。この總則的な第一条におきまして通行税の規定を入れようと、これはまあいけば一種の字句修正でございます。

規定は、現在行なつております預貯金等の利子の課税方法、これは御承知のように一面において他の所得との総合課税が行われますと同時に源泉課税が行われ、その場合にきまつて百分の二十の税率で課税される、それから源泉選択の制度というのがございまして、今度の措置法の改正におきましては現行の百分の五十の税率を百分の四十の税率に下げると、こういうふうな建前になつていふのであります。これがこの修正案によりまして、総合課税は当分の間やらない、これが第一点、同時にその課税は利子の支払いの際の源泉課税だけに限定しまして、その税率は百分の十に引下げる、総合課税をやめまして、源泉選択の制度もおのづから、あれもまあ臨時的な措置でございまして、あれは一応条文の上からは姿を消してしまふ。この一連の關係が第二条の二でございします。これは期間が、総合課税をしないのは二十八年分と二十九年分に一応限られております。なお源泉徴収の場合の税率につきましまして、これは將來の税制改正のことも考へたんだらうと思ひますが、百分の十でやりますのは三十年の三月三十一日、年度末まで百分の十で、なおこれに關連を持つた規定が、十八頁を御覧願ひたいと思ひますが、割増金

附貯蓄の取扱に關する法律の一部改正、これが附則で改正されております。これは現在割増金附貯蓄、割増金附定期という制度が行われているのでございしますが、同時にこの割増金につきましましては一応税金は課税しないといふことがなされていふのでございします。が、そういうことの上に現在におきましては未等までと言ひますが、全部は附貯蓄なしの割増金、こういう制度が行われておまして、いささか割増金附貯蓄の割増金についても課税しないといふ、そういう規定が多少範圍が拡げられて非課税になつていふといふような扱いになつていふように思ひますので、それをこの機会に変えようと、即ち割増金の範圍というもののについて一応限定いたしまして、いわば一種の利子に相当するものを全部割増金の形で以て分配するといふことはしないように、どこまでも割増金の額は利子額のやはり一部に相當する程度にとどめるといふことの上に、一つはその配当の割合を、その割増金の割合を利子又は配当の總額の七分の三に限定する、これが一つ、それから割増金を受ける人の當分の数、現在全部が割増金を受けるといふ制度がなされておきますが、その数を抽籤の数の三分の一に限定しよう、こういうのを併せて行おうという規定が改正されております。これが預貯金課税に對する一連の改正規定でございします。

それから次に第七條の六、それから第七條の七、相當長文の規定が入つております。これは輸出奨励のために輸出した人、輸出業者或いは輸出業者に製品を販売した人等に對しまして輸出奨励の意味の下に一定の減税を行おう

とで申し上げますように、通行税につきまして一定期間の減税がございします。この總則的な第一条におきまして通行税の規定を入れようと、これはまあいけば一種の字句修正でございます。

規定は、現在行なつております預貯金等の利子の課税方法、これは御承知のように一面において他の所得との総合課税が行われますと同時に源泉課税が行われ、その場合にきまつて百分の二十の税率で課税される、それから源泉選択の制度というのがございまして、今度の措置法の改正におきましては現行の百分の五十の税率を百分の四十の税率に下げると、こういうふうな建前になつていふのであります。これがこの修正案によりまして、総合課税は当分の間やらない、これが第一点、同時にその課税は利子の支払いの際の源泉課税だけに限定しまして、その税率は百分の十に引下げる、総合課税をやめまして、源泉選択の制度もおのづから、あれもまあ臨時的な措置でございまして、あれは一応条文の上からは姿を消してしまふ。この一連の關係が第二条の二でございします。これは期間が、総合課税をしないのは二十八年分と二十九年分に一応限られております。なお源泉徴収の場合の税率につきましまして、これは將來の税制改正のことも考へたんだらうと思ひますが、百分の十でやりますのは三十年の三月三十一日、年度末まで百分の十で、なおこれに關連を持つた規定が、十八頁を御覧願ひたいと思ひますが、割増金

附貯蓄の取扱に關する法律の一部改正、これが附則で改正されております。これは現在割増金附貯蓄、割増金附定期という制度が行われているのでございしますが、同時にこの割増金につきましましては一応税金は課税しないといふことがなされていふのでございします。が、そういうことの上に現在におきましては未等までと言ひますが、全部は附貯蓄なしの割増金、こういう制度が行われておまして、いささか割増金附貯蓄の割増金についても課税しないといふ、そういう規定が多少範圍が拡げられて非課税になつていふといふような扱いになつていふように思ひますので、それをこの機会に変えようと、即ち割増金の範圍というもののについて一応限定いたしまして、いわば一種の利子に相当するものを全部割増金の形で以て分配するといふことはしないように、どこまでも割増金の額は利子額のやはり一部に相當する程度にとどめるといふことの上に、一つはその配当の割合を、その割増金の割合を利子又は配当の總額の七分の三に限定する、これが一つ、それから割増金を受ける人の當分の数、現在全部が割増金を受けるといふ制度がなされておきますが、その数を抽籤の数の三分の一に限定しよう、こういうのを併せて行おうという規定が改正されております。これが預貯金課税に對する一連の改正規定でございします。

それから次に第七條の六、それから第七條の七、相當長文の規定が入つております。これは輸出奨励のために輸出した人、輸出業者或いは輸出業者に製品を販売した人等に對しまして輸出奨励の意味の下に一定の減税を行おう

とで申し上げますように、通行税につきまして一定期間の減税がございします。この總則的な第一条におきまして通行税の規定を入れようと、これはまあいけば一種の字句修正でございます。

と、こういう趣旨の一連の規定でござい
ます。即ち個人にありましては第七
条の六に規定してございまして、二十
八年から三十一年までの三年間、この
間におきまして輸出業者が輸出した場
合、この場合にはその輸出金額の百分
の一、それから自分の製造したものの等
を輸出した場合には百分の三、
それから輸出業者に対してその製
造したものを販売した場合におきまし
ては、その販売した製造業者に対しま
して百分の三、輸出業者の委託を受け
て加工した場合にはその加工賃に対し
まして百分の三、それから外貨を対価
として輸送、修理、加工を行なつた場
合においてはその加工賃、運賃等に対
して百分の三という減税を行おうと
する規定であります。但しそれはこの
輸出等によつて得た所得の百分の五十
を越えないという制限が付けられてお
ります。なお規定の一連の関係から申
しますと、一応輸出業者が輸出した場
合、或いは自分の製造したものを輸出
の目的のために輸出業者に販売をし
た場合におきましては減税の措置が
なされますが、後においてその船積み
されたことの証明を必要とすることに
なつております。その証明が一定期間
においてできなかった場合におきまし
ては、この免税がいわば取消されると
言いますか、その年において益金とし
て課税される。証明できなかったと
き、期限の切れたときに課税される、
こういうような規定ができておりま
す。七条の六は個人の関係でございま
すが、同じことが七条の七、法人の関
係におきまして同じような趣旨の下に
減税措置がなされております。

して修正がございまして。これは今度の
政府の提案してございまして改正案に新
しく開墾、干拓等によりまして耕地を
造成しまして、そして農産物を植付
けた場合におきましては五年を限度
としまして、その開墾した土地から生
ずる所得に免税する措置を講ずること
を改正案として御提出申し上げている
でございまして、それにつきまして、
いわゆる農耕地だけでなく、塩田に
ついての開墾の場合におきまして、
同じような免税措置を講ずるといふ趣
旨の改正がなされているわけでござい
ます。

組合である場合におきましては、積立
金が期首におきまして四分の一に達し
ないときは、その期において積立てた
金額については課税しない、配当した
分については課税する、そういう趣旨
で改正がなされております。

う、これが九条の六の修正でありま
す。

四の改正規定があります。これは今申
しました国有財産特別措置法にありま
す機械の交換の場合の規定取扱の一連
の関係の修正でございまして。

それから八条の四、これは新しく入
つた規定でございまして、八条の三に
おきましては、開墾、干拓等で新しく
耕地が造成された場合における所得税
の免除の規定でございまして、すでに
一応耕地になつておりまして、表作は
すでにもう作られていてというようし
た農地、併し一毛作の土地でありまし
て裏作はできていないという土地につ
きまして、新しく土地改良法によりま
して土地改良をして裏作を始めたとい
う場合におきましては、その裏作の分
につきまして三年間免税措置をしよ
う、所得税の課税を免除しよう、こ
ういふ趣旨の下にできておりますのが八
条の四の規定でございまして。

それから次に八条の五の規定でござ
いまして、八条の五の規定は、これは
農業協同組合等、現在再建整備とい
うことが盛んにやかましく言われ、進行
しております。その組合の特質性に鑑
みまして、ここに掲げてございまして
ような組合だけにつきまして、第一に
はそれが非出資の組合である場合にお
きましては法人税を課税しない。出資

組合である場合におきましては、積立
金が期首におきまして四分の一に達し
ないときは、その期において積立てた
金額については課税しない、配当した
分については課税する、そういう趣旨
で改正がなされております。

それから二十条の三の修正規定で
ございまして、これは現在国有財産特別
措置法という法律がございまして、
國が持つております旧軍工廠等の工
作機械等を民間の人の持つていた古い
機械と交換することがその国有財産特
別措置法でなされているわけでござい
ます。大体時価に両方とも見張り替へを
いたしまして、そして交換するわけで
ございまして、何らかの規定がありま
せん、その交換の機会に、個人にお
きましては譲渡所得が課税になるよう
な、或いは法人におきましては、そこ
で一つの評価益が出るようなことにな
るわけでございまして。それは交換によ
る機械の取引で、それが新しいもの
を、古い機械というものは相当老朽し
ている機械、國の持つておりますものは
古いものであります、民間の持つて
いるものに比べますれば、よほどまし
だといふので、そこで取替えるわけで
ございまして、そうした仕事が税の故
に阻止されるということも面白くない
という観点から、この場合におきまし
ては、すでに例えれば農地の交換の場合
において行なつておりました、或いは
は国有林野と民有林野との交換の場合
において行なつておりますように、個
人についてはその財産譲渡所得は課税
しない、法人についてはいわゆる圧縮
記録を認めよう、こういう趣旨の一連
の規定であります。

それからなおその場合における財産
評価の問題、これがどういふふうにな
るかという問題がございまして、大
体従来から引続いて持つていたと同じ
ように見て行こうといふので二十条の

以上簡単でございまして、特別措置
法の修正の点について御説明申し上げ
ました。

小林政夫君 至急資料を要求したい
のですが、至急に出示してもらふ必要が
ある。通産省側に行けば出はせんかと
思うのでありますが、百分の三、百分
の一ですね、それと所得の五〇％、こ
ういふものがいづれか低きほうだと、
こういうことになるのですが、その現
在の状態で業種別にどうなつておるか
という計算はつかないのですかね。例
えば百分の三といつても所得のほうは
非常に低いと、むしろ百分の三のほう
はうんと高くて、所得の五〇％とい
うほうが基準になつて来る。百分の三

それから九条の六の規定でございま
すが、これは二年ほど前であつたと思
います、曾つて宗教法人令というも
のがありまして、宗教法人令によつて
宗教法人ができていたのであります。
これはボツダム勅令による法令であつ
たのですが、それは宗教法人法という
ものに変わつて、曾つて宗教法人令
による宗教法人であつたものが宗教法
人法による法人になつたわけでありま
して、実質的にはまあ大體人格がその
まま引継いでいると認められていいと
思ふのでございまして、一応法令の上
から言いますと、宗教法人令という根
拠法規であつたものが宗教法人法に
なつたものであります、形式的には別の法
人である。こういうふうに解釈せざる
を得ないわけでありまして、その場合
に宗教法人令による法人の持つていた
財産を宗教法人法の宗教法人に移つた
場合におきましては、これは権利の移
転としての登録税が課税されることに
なるのであります、どうも法律の本
来の建前から言いますと、それは本
来の趣旨ではないようでありまして、
で、この機会にそれによる権利の移転
登記につきましては税金を免除しよ

う、これが九条の六の修正でありま
す。

四の改正規定があります。これは今申
しました国有財産特別措置法にありま
す機械の交換の場合の規定取扱の一連
の関係の修正でございまして。

ほうはあつても有名無実だというよう
なことになるか。

○政府委員(渡辺喜久造君) お説の通
りにいづれか低いほうになつておりま
すから、従つて業種におきましては、
所得の五割というほうが大体勤くと言
つてよいと思ひますが、何分多数のも
のでございまして、それからまあ国会
による修正の関係でにわかに出て来た
問題でございまして、私のほうで今
お話のような資料を早急に御提供する
自信はございませぬので、ちよつとお
引受けしかねると思ひます。

○小林政夫君 通産省側と相談して見
て下さい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 通産省の
側でもむづかしいと思ひますけれど
も、併し通産省の意向を聞かないで私
がむづかしいと申上げてしまふのも如
何かと思ひますので、御趣旨の点は通
産省のほうへ伝えて見ます。

○理事(西川基五郎君) それでは所得
税法の一部を改正する法律案に対する
修正案があります、これを局長より
御説明願ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 所得税法
の一部を改正する法律案につきまして
の衆議院における修正を御説明申しま
す。

規定は四十六条の三の改正規定に関
するものでございまして、この規定につ
きましては、本委員会におきましても
いろいろ御質問もございまして、お答
えいたしたと思ひますが、企業組合等
について、時にその本質的なものを備
えていない企業組合があるようであり
まして、課税し上る／＼トラブルが多
いので、推定の規定を置いて頂きたい

というので、一応政府として提案とし
たのでございまして、その条文の中
で、原案によりまして、「法人に五以
上の営業所がある場合において」と
ございまして、この五以上の営業所
という点につきまして、十五以上の営
業所と、営業所の数が殖えることによ
りまして、推定規定を適用する範囲が
狭まつて修正ができております。

修正の趣旨をいたしましては、営業所
の数が少ない場合におきましては、あ
えてこゝういふ推定規定を使わないで調
査ができるのじやないかというのが、こ
の修正の御主張のようでございまして
それで「法人に五以上の営業所がある
場合において、その営業所の三分の二
以上に當る営業所につき、当該営業所
の所長、主任その他これらに類する地
位を有する者(以下所長等という。又は
所長等の親族その他の当該所長等と命
令で定める特殊の関係のある個人が前
に当該営業所において個人として事業
を営んでいた事実があり、その個人
として事業を営んでいた事実がありと
いう場合におきまして、そこが事業を
営んでいた事実というのを、「同一事
業を営んでいた事実、」これが修正の
第二点であります。即ちその趣旨とい
たしますところは、前に八百屋さんで
あつた人がその場所と同じように八百
屋さんをやつていた、或いは魚屋さん
であつた人が同じように魚屋さんであ
つた、こゝういふふうに限定していい
じやないか。八百屋さんであつた人が
同じ場所でも事業をしていまして、今
度は新しく魚屋さんをやつておると
いう場合は、これは問題として取上げ
るべきものもあるまい、こゝういふ意
味の修正でございまして、「個人として

事業を営んでいた事実があり、且つ、
当該所長等が現に当該営業所に係る事
業を主宰している」と認められる事実が
あるときは、それらの営業所における
資金の預入及び借入、商品の仕入及び
販売その他の取引のすべてが当該法人
の名においてなされていふ場合を除
き、」この場合というふうには原案がな
つておりますが、「その他の取引のす
べてが」というのを、「すべての取引が
が」といふふうにして、それが消され
ております。この修正の趣旨は、何
てみますと、別に「すべて」とい
字が消えたことによつて意味は大して
変らない。その他の取引が当該法人の
名においてなされていふ場合を除き、
ということ、意味は変らないが、表
現をこれによつて余りきつて表現を柔
かくしようという程度の意味だとい
ふに一つ一応伺つております。四十六
条の三につきましては、そうした三つの
点が修正されております。

それから附則の三項でござい
ます、「この附則において特別の定めあ
るものを除く外、新法の規定(新法第
三十三條の二の規定を除く)は、昭和二
十八年分以後の所得税について適用
し、昭和二十七年分以前の所得税につ
いては、なお従前の例による。」こ
う規定されております。新法三十三條
の二は、これです。同時に当委員会御
説明申上げ、御質疑のあつた規定であ
ります。我々いふやうな実質課税とい
うことを現在でも行なつておるわけ
でございまして、それを明文化したい
という規定であります。原案におきま
しては、これは実質的な課税を現在でも
行なつてゐるのだから、従つて特に二
十八年分所得税について適用して行く

必要はないので、昭和二十八年八月一
日から施行するこれにそのまゝ入れて
いふのではないかと、こゝで括弧が
入つていたと思ふのでありますが、若
しそうなら何も現在もこゝういふ規定を
実質課税を行なつてゐる、今度それを
明文化するといふなら、特にこの括弧
の中のものを八月一日から施行する
し、その他は二十八年分から施行する
といふたやうなふうになつてゐる、こ
れを必要とする。もう少しおほらかに
考へて行つてよいのではないかと、こ
御趣旨と伺つておりますが、この括弧
の中を削るやうな、こゝういふ修正がな
されております。

以上申上げましたのが、所得税法の
一部を改正する法律案に対する衆議院
の修正の内容でございまして、

○小林政夫君 今修正の内容を説明し
てもらつたわけでありますけれども、
主税当局としてはこれで動くと思つて
積極的に了承されておるわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 所得税法
の関係でございませうか。

○小林政夫君 両方です。

○政府委員(渡辺喜久造君) 所得税法
につきましては、一応衆議院におきま
しても随分御議論のあつたところで
ございまして、我々もいろいろ御説明申
上げて、我々の主張もいろいろ聞
いて頂き、同時に関係の納税者のかた
の意見も参酌された修正だ、従いまし
て、我々いたしましては、この修正
案によつて最善を尽くして行きたいと、
かように考へております。

それから措置法の問題につきまして
は、これはいろいろ意見はございませ
が、それはどちらかと言へばむしろ方
針の問題の意見でありまして、施行の

点につきましては、この法律によつて
法律が施行できないような法律である
といふふうには思つておりませぬ。

○小林政夫君 これから主として修正
部分に対して質疑をしようと思ふので
ありますけれども、これは衆議院にお
いて修正されたもので、主税当局とし
ては十分責任が持てないといふやうな
答弁をなさらないで、十分あなたの方
で答弁ができるものかどうか。

○政府委員(渡辺喜久造君) それは御
質問によりまして、私のほうも十分答
弁できる部分と、それから何と申しま
しても国会のほうの修正でございま
すので、その点になりますと、我々とし
てはちよつと何と申上げかねますと
いう答弁と二色出ざるを得ないと思
つておるのでございまして、一から十
まで私のほうで責任を持つて答弁し得る
といふことを抽象的に答へるだけの
自信はございませぬが、我々のほう
で答弁できる限りにおきましては、御
質問に対してお答えいたしたいと思
ひます。

○小林政夫君 衆議院のこの修正を一
つ説明のできる人を呼んでおいて頂
きたいと思ひます。

○理事(西川基五郎君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○理事(西川基五郎君) それでは午前
中はこれにて休憩いたしまして、午後
一時半より再開いたします。

午後零時十七分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(大矢次郎君) 午前に引続
きまして会議を開きます。

特別減税国債法案及び産業投資特別

会計法案を議題といたしまして、質疑を行います。

○小林政夫君 愛知政務次官にお尋ねしますが、特別減税国債は二十八年度限りで打ち切るように今までは説明されておるんですが、それで間違いないですか。

○政府委員(愛知一君) 昨日もお答えいたしましたように、只今のところでは二十八年度における特殊の措置として法案を出したものでございます。

○小林政夫君 産業投資特別会計法案は、これは相当恒久的な特別会計として置いておく、こういうことであると思うのですが、その資金源として将来予定されておるものとしては、特別減税国債が二十八年度限りであるならば、二十九年度以降は回収金及び運用利子収入以外には新規原資はなくなつて来ると思う。それでいいですか、どうですか。

○政府委員(愛知一君) これは誠に御尤もなお尋ねでありまして、産業投資特別会計は、我々の気持としては恒久的な制度として考へておるわけでございまして、ところで特別減税国債が二十九年度以降は考えないということにするならば、その間矛盾があるのではないかというお尋ねで、これは誠に御尤もだと思ひます。併し産業投資特別会計は我々の気持では、いわゆる税の負担によつてかくのごとく長期に亘り産業投資をやるといふことに充てるのは、将来に亘つて不適当であらう、何かほかの財源により産業投資特別会計は組立てて行きたいという考え方を持つておるわけでありまして、これも昨日も申し上げました通り、二十九年度以降の財政計画については、今確たる自信を持つてお答えするだけのところまで行つておらないのであります。

○小林政夫君 最近の借換国債と言われておるこの借換国債の利廻りは、事務当局の説明によると、まだ確定はしておらないが、おおむね表面利率五厘五厘で実利廻りは六厘二分一厘、こういうこととありますが、その際にこの特別減税国債を出さなければ、二百億の国債が引受けられないというところも、私としては考えられないと思ふんですけれども、その点をおこしういつた二百億に對する四十五億というふうな減税の犠牲を払つて減税国債を発行しなければ、どうしても二百億の調達ができないというところの、その辺のお見通しは如何ですか。

○政府委員(愛知一君) この点は実は大体二十八年度中の起債市場の状況を勘考いたしました場合に、昨日も申し上げましたが、今政府として計画いたしておられますところの公社債券とそれから減税国債、これが利率の点、或いは消化先の見通しというふうなことを考え合せ、又民間の起債の希望等を大體取りまゝと見て、二十八年度中に消化可能の限界というものが、私どもとしては減税国債については二百億というふうな算定をしてゐるわけでございまして、それから借換国債のお話でござい

ますが、事務当局から申し上げました通り、いろいろの意見があつたのであります。表面利率は五分五厘、実利廻りが六厘二分一厘でありまして、その程度で大体これは借換をやりたい。大體今の見込みとしてはこれで借換が關係方面に協力を求めて実行できるといふように考へておられますが、ただこれは従前からの借換の分についてでございまして、昨日も申し上げましたように、今仮に例へば生産公債というふうなもの、論議の出ていることは御承知の通りでございます。例へば改進黨はむしろそういう公債のほうがいいのではないかと、御提案もあつたのであります。昨日も申し上げました通り、今の時期におきまして新たな公債の条件ということをお考へするというところはちよつとまだ早計に失するのじやなからうかというふうな議論に落着いたわけでありまして、これらの点も先ほど申しましたように、産業投資会計を将来どういふふうなところからその原資を求めるかということをお考へます場合には、勿論生産公債というふうな考へ方もその一つでございまして、或いは又過去に蓄積の若干を充当するということも考へられましようが、これらは挙げた今後急速に新コースを求めたい、現在におきましては、借換公債の利率の決定というところだけにどめておきたい、こういうふうな考へてゐるわけでありまして、

なほその借換公債の条件であるならば、新たに二百億の消化ができるのではなからうかという御質疑でございますが、この点については私どもは現在

のところ正直に申しまして自信がないのであります。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言は……

○森下政一君 特別減税国債については昨日からいろいろ質疑が行われて、政府の御答弁も聞いたのであります。これはどうですか、二百億の中で大体百二十億ぐらゐは金融機関で引受けさせる、あとは個人、こういうふうなお話だつたのですが、むしろ金融機関に金額を引受けせしめる。そういうことのはうがどうしてもこれを発行しなければならぬということならば、まだ国民の受ける感じというものは、そのほうがいいんじゃないかというふうな気がしますが、政府はそれに努力して金融機関限りにおいてこれを消化するといふようなことはできないでしょうか。

○政府委員(愛知一君) 昨日もお答え申し上げました通り、私どもの基本的な気持としては、むしろ反対なのでございまして、若し個人の納税者、或いは法人等におきまして、資金繰りの比較的ゆとりのあるようなところで消化をしてもらへば、その額が多ければ多いほどいいのではないかと一面において考へてゐるものであります。金融機関のほうにつきましては、別に他の法人よりも持ち方を少くしてもらいたいという気持はないのでありますけれども、現在の見通しとしては、大體金融機関に百二十億持たせれば、ほかのところで残りの分は消化ができるのではなからうか、かように考へてゐるわけでありまして、

○森下政一君 それは一体どういふわけなんです。若し今のお話をだんだん進めて行くならば、できることなら個人で仮に金額消化することができるといふのが一番望ましい、政府の思うところだといふふうな聞えませんが、それはどういふお考えでそういうことをお考へになるのですか。

○政府委員(愛知一君) これは御承知の通り率直に申しまして、金融機関が現在のようないわゆるオーバ・ローンのような、弱体でないような場合におきましては、金融機関に金額をせよと一方向を向かせると思ひますが、これに持たせると同時に、昨日も菊川さんからたしか御指摘があつたと思ひますが、これを持つために他に対する融資を窮屈にしてはいけません。併しそうかといふ現在金融機関の状況から申しますと、それを抑えまい、従来の貸出を拘束せまいと思ひ、やはり或る程度オーバ・ローンを認して行かなければならぬ、こういうふうな客観的な状況下にありますから、金融機関の引受分というものは、その大體これを割当てるといふことは、全体の政策からいって必ずしも適当ではないのではないかと、こういうふうな考へるわけなんです。ところが、これも更にさつぱらに申上げますと、或いは一般で今見通してありますように、これが消化できないといふこととあれば、勢い金融機関に持たせるものが現在の計画の百二十億より多くならざるを得ない結果になる、こういうことが起り得るかといふふうな考へてゐるわけでありまして、

○森下政一君 昨日菊川さんの質問に愛知政務次官がお答えになつた通り、この二百億に關する限りは、考へようによつては、この国民の負担において

利子補給がなされている、こういう理屈が一応つくのだと、こういうふうな考へるわけですね。これは産業資金として投下されるというときにはこの二百億だけなく、それがプールされて、これはどこへ行くかということとはわからんけれども、それは少くともこの二百億に關する限りにおいては四分の公債が一割二分にも利廻りが実質的にもなる、或いは一割五分にもなるというのですから、その差額といふものはやはり利子補給のようなことになつて望ましくないのだが、それでこれだけの資金を集める、こういうことになると私は考へなければならぬと思つて、それでどういふ点はどうでしようか。税の重いといふことはもう一般的に考へられてゐるところである。これは政府も決して安いとおつしやらない。税は高いのだ、重いのだ。だから機会さえあれば、又可能であれば減税をしなればならぬと大蔵大臣も口ぐせのようにおつしやる。今度の一連の減税政策を見て、減税は確かに行われるといふことになるが、併しこれはやはり国の、政府のいさゝか政策と脱み合せて、例えば資本蓄積が必要だといふので、蓄積が可能だといふところに減税を行つたといふ措置が講ぜられる、まあこれは止むを得ないと思ひますけれども、今度の一連の減税措置の中で一番いけないのは減税国債だと思ふのです。というのは、税の負担が重むところなんですよ。皆の望むところなのに、減税国債を賣うだけの、引受けるだけの力のある者だけが、いわゆる力の多い者に限つて自分の負担の軽減を図ることができるといふ途を開いて

おいて、最も軽減を希つてゐる経済力の乏しい、引受けることのできない国民、引受けたくても引受けられない者は指をくわえて見ておらなければならぬといふことは、これは自由党政府のやることだが、引受ける能力のない大衆といふものからは非常な怨望の聲で見られることになるのではないかと。というのは、私は思想的にも今のような政府のやり方といふものは、大衆の受ける感じは決してよくないといふことを考へると、これは自由党政府のために非常に惜しむべきところの、私は誤つた方策ではないかと考へるのですが、これは思想的にも決していい影響を大衆に及ぼさんと思つてゐるのですが、政治家どうでしよう、そういうふうにお考へにならないでしようか、このことに関する限り……。

○政府委員(愛知揆一君) 私の考へ方は実はこうなんでありまして、その議論に入りません前に、産業投資をいふゆる政府の財政資金でやらなければならぬ、いわゆる普通一般の金融のベーンには乗らないようなことが今日非常に経済自立上重大な要素になつておるので、これを打開するためには何としても財政資金を調達しなければならぬ。而もその財政資金といふものを仮にドッジ・ライン流の考へ方で行けば、その分だけを更に税で増して取るか、或いは他の歳出を減さなければならぬ。要するに一般公計がどういふものまで負担しなければならぬといふ考へ方にならざるを得ないと思つてあります。これは今日の日本の実情に副わない。そこでその財政資金で以て長期に亘る投資をやりますその資金源をどうやつて調達するか。ここで

先ほどの問題になるわけでありまして、新たに公債を出すか、或いは過去の蓄積を食ふかといふことが考へられると思つてあります。いすれにしてもどうもまだこの程度の段階ではそこ一つ一つのふん切りが政府としてつかない。そういう場合に増税をせざる、一般大衆に対する負担をこれ以上増加することなしに、何とかして財政資金を公債に似たような形で調達しようとする、これはおつしやるように税金を払い得る人だけしか対象になりませんが、そういうところからこの公債を買つてもらつて、そして一面においてはその必要からいつて増税を起さなといふことが現在の段階としては止むを得ないところではなからうかといふような考へ方から、先ほど来申し上げておりますように、原則的に二十八年度限りのこととして考へる。決してこれが百パーセント名案だといふふうには思ひませんが、いろいろの要素を考へ合せました場合において、その帰結点としてはまあこういう程度のことをやらして見て頂きたい、こういうような考へ方なのであります。

○森下政一君 先頃衆議院で予算を通過せしめると、修正して通過せしめるというこのために改進黨と自民黨との間でいろいろ折衝が行われ、行政整理によつて百億以上の金が生み出されるという協定が成立した、この一つの事実を取上げて見ても、一体政府の今度の予算といふものは、党と党との話合いで予算を成立せしめるためには立ちどころにそういう大きな金が浮いて来る。これを遂行することのために困難を伴うであらうと思つけれども、立ちどころに話合いでそんな金が浮いて来るようなものであるならば、恐らく国民の受ける印象といふものは、予算といふものは非常に杜撰なものだといふ印象を受ける。二百億もつまり二百億の資金を獲得することのために、恐らくその税を納める者の中でも特に私は富裕な階層の者に限つて買取ることでできるようなものになると結果において私思ふのですが、そういうふうなものだけは税の上で非常に優遇されといふふうなことであると、政府の肚一つによつてはもつと財源を節約によつても捻出することができるのじやないか。これは国民としては事情がわからなければわからないほど余計にそういう印象を持つといふことは、私は延いては減税国債が思想的に悪影響を及ぼすといふことを非常に懸念するわけなんです。若しこのことだけをとりえて巧みに大衆に向つて宣伝するといふことにすれば、これは自由党といふものは大衆の敵だといふような印象をこれだけによつて与えるといふことは言い得るだらうと思つてゐるのですが、そういう意味からも私は決してとるべき策ではない。これは万止むを得ないとお考へになつてのことだと思ひますけれども、私は大蔵政務次官、大蔵大臣にこれは質したかつたのですが、愛知さんは私の非常に尊敬するまじめな方なんですよ、全くその通りだ、こういう国民に与える印象としては思想的によくないといふ点を憂はる点においてはおそらく御同感じやないかと思つて、この点を更に一遍念を押して伺いたいと思ひます。

○政府委員(愛知揆一君) その御意見を對しましては、私も非常に傾聴するものであります。実はそういうことまで申しては恐縮なんですありますが、この減税国債といふものについてはまあ丁度一年前になりましたが、何とかしていわゆるドッジ政策の展開といひますか、日本の現状に即したように財政政策に幅を持たせようといふことから、いろいろと考へた末に辿りつきました一つの結論でございまして、例えば私どもの立場からいへば、これを受取る国民大衆はどういふふうな批判をするかといふことは別問題であります。例えば昨日申しましたように、開業銀行に相当の金がこれによつてできるわけでございますが、開業銀行からの融資といふ面をとつてみれば、この中には中小企業の方もございまして、又基本的な電源の開発についても、電力会社に対する融資その他にいたしまして、結局その大きな動脈のところから動き出すことによつて、延いてこれが一般の国民大衆に対しても非常な利益になることが多いのであります。そういう必要な金を税を納め得るところの会社なり個人なりからの協力を得て持つてもらう、そしてそういうところの必要な金を調達するといふことは、これは大局的に、或いは我々の窮余の考へ方という誇りを免れないかも知れませんが、大体の我々の考へましたところをいろいろと説明に努めれば、私は国民大衆からも納得してもらへるのだといふふうには考へてゐるわけでございます。その点は御意見と違ひかも知れませんが、私どもとしてはこのように信じてゐるわけでありま

蔵大臣が私のこの主張に対して反論を
しておられますけれども、実質的には
そう言われても弁解の余地はないと思

第三点といたしましては、質疑応答の際に明らかになりましたごとく、税金が高い、何とかして負けてもらいたい

かつているということを雄弁に物語つてゐる。儲かつてゐるけれども、配當を或る程度で抑えて固定資産に或る程

対する負担の軽減ということが欠けておる。自由党の政策を実現するために資金が必要であるというので、資本需

いうものはないわけじやなかるうとい
うことを考えざるを得ないのでありま
す。さうな意味から私は、魚の二つ

法案に反対するものであります。

○小林政夫君 菊川委員、森下委員から繰々述べられたので、私は同様の趣旨において反対であるということだけ申し上げておきます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

これにより採決に入ります。特別減税国債法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任を願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願います。

多意見者署名

山本 米治 西川甚五郎
安井 謙 藤野 繁雄
横川 信夫 青柳 秀夫
岡崎 眞一 木内 四郎

○委員長(大矢半次郎君) 次に、産業投資特別会計法案につきまして、討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私は、只今特別減税国債に反対をいたしましたので、私の趣旨から言へば、この産業投資特別会計を作ることは賛成だけれども、特別減税国債がなくつた場合に、今度の予算で予定されている二百億という歳入がこの特別会計に入らなくなるので、その歳入は確保する必要がある。こういう意味において、この産業投資特別会計法の一部を次のように修正する修正案を提案いたします。

第一条第二項中「特別減税国債」を「第三項の国債」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 政府は、この会計の歳入の財源に充てるため、昭和二十八年度に於いて、二百億圓を限り、この会計の負担において、利率を年四分、償還期限を五年以内とする国債(以下「投資国債」という。)を発行することができる。

第四条中「特別減税国債」を「投資国債」に改める。

第十四条中「特別減税国債」を「投資国債」に改める。

以上であります。

○菊川幸夫君 私は産業投資特別会計法案に對して、反対をいたします。なお又、小林君から御提案になりました修正案についても遺憾ながら反対いたします。

私はこの産業投資特別会計法案につきましては、その趣旨につきましては一応了解できるのであります、併しなから今までの運用の面から考えましても、特に最近におきまして一番大事なこととは、中小企業の金融ということは何回も言つてゐるところであります。従ひまして、これが国民金融公庫の資金を増額するほうにうんと向けるとか、或いは農林中金に向けるとか、こういった中小企業の金融機関、特に先ほど国民金融公庫法案の審議に當りましては、金融公庫はどこへ行つ

ても喜ばれてゐる、誠に皆からの評判がいい、全会一致で評判がいいが、こういう方面の資金をもつと殖やすべきだ、こういうところへ私は見返資金の金なんかはここへ出すように私はすべきであると思つてゐますが、そのほうは極めて微々たるものであつて、大企業の長期の、而も低利の資金を、なお又国民の零細なる負担においてなされる、見返資金だと申ししても、これは結局は私は国民の懐から搾り上げた金だと思つてゐます。アメリカから援助物資を送つてもらつて、それを配給という恰好で配給して、配給代金として召上げた金なのであります。零細な金であります。それを積上げたのが見返資金だと言つてもちつとも差支えない。こういった金は使つてだけ小さいところへ、今金融で困つてゐるところへ……、而も愛知さんここに出席されておられますけれども、御案内の通り今中小企業におきましては、金融難のためにいろいろの關金融の問題がやかましく新聞の議論になつております。併しそれは政府の施策が悪いから存在してゐるので、誰だつて……、正規の金融機関ということ銀行局長は言つておられますが、正規の金融機関へ借りに行つて借りられるようであつたならば、そんな所へ行かない。安い利息で安心して借りられるところがあるであつたら、そんな所へ行かないのであります、それは政府の施策が悪いからその旨点を突いてこいうことが繁昌するのであります。従ひましてそいう問題を解決する方は、ただ金庫という名前を使つちやいかんというようなことで決してこれは納まるものではないのであります。

そういう点から考えまして、今産業投資特別会計法でこいうふうな運営をされるというよりも、中小企業のほうへ資金を廻すという方向に私は政治の切替をせねなければならぬ。こいう点から我々としては今は先ずそのほうへ廻さなければならぬ。やはりそのほうへ重点的に廻す。そのほうばかりと言つてもこれは無理だと思ひますが、併しそのほうへこれを重点的に廻すと、こいうふうな運営をされるのであつたならば、私ども一応納得できるものであります、この産業投資特別会計の金は殆んど八百六十億に及ぶ金が開發銀行に出て行くのであります、開發銀行では、今開發銀行の總裁は第二の郷誠之助、昭和の郷誠之助だと言われるくらい……、開發銀行は衆から集めた金で以て大企業に對し融資して、その融資を受けた企業に對して大きな発言力を持つて、今や昭和の郷誠之助だと言われるくらいに膨然たる勢力を持出して來て、政治に對しても大きな発言力を持つておると言われておるのであります、我々この間開發銀行の融資先の残高をお出し願つたのであります、その融資先の残高表と過般に行われました總選挙における自由党に對する献金率を比較いたしましたとき、どうも非常に率が低いのであります。こいう点から考えましても、これは政治献金のごときはただ氷山の一角であつて、隠れたところはまだ相当あると思つてゐますが、この点から考えましても、開發銀行の今日の行き方、に對しましてはどうしても納得できないところがある。この開發銀行に更なる効率的な資金ルートを与えようとする産業投資特別会計法案に對しまして

は、断固反対するものであります。

○森下政一君 私はこの法律案に反対いたします。

特別減税国債に反対したのでありますから、その國債によつて得られました資金を整理する特別会計であるこの産業投資特別会計法案には勢ひ賛成することができない。もとよりその金だけでは足りないとお話もありませんけれども、減税國債に反対しましたと同様の趣旨によりまして、この法律案に反対いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれにより採決に入ります。先ず討論中にありました小林委員の修正案を議題といたします。小林委員の修正案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 少数であります。よつて小林委員の修正案は否決せられました。

次に原案について採決をいたします。産業投資特別会計法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任を願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願います。

ます。

多数意見者署名

木内 四郎 岡崎 眞一
青柳 秀夫 横川 信夫
藤野 繁雄 安井 謙
西川 甚五郎 山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 次に、資産再評価法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私には本法案に反対いたします。

第三次再評価を実施することには積極的に賛成するものでありますが、再評価の徴収に反対するからであります。その所有が何人に属するとも、絶えず社会的に生産資本の維持を図る必要がある。いわば公共性を持つものであり、戦争と戦災により貧窮した我が国においてかかる生産資本の維持が、焦眉の急であることは多言を要しない。再評価は負担の公平とか、過大評価の抑制とか、他の如何なる名目的な理由を付けようとも、それが実質的に一種の資本課税になることは明らかであるから、この際そのような資本の蓄積を阻害するようなことを是認することは我々にはできないのであります。再評価差額の会計学的本質は資本剰余金に属すべきものであつて、税法の建前から見てこの種の資本剰余金は、例えば株式額面超過金、減資差益等に対してはすでに非課税の扱いをしてゐる。負担の公平論の内容は相当複雑であり、第一次資産再評価と第三次資産再評価の場合とは次のごとく根本的に考え方を要する必要がある。

る。第一次再評価のときには企業再建整備措置に基いて打切られた金銭表示の債権者の損失、或いは又金銭表示の財産所有者がインフレの経過中に蒙つた損害等に対して若干の考慮を払わざるを得ない事情がある。理論的に言へばこれについてもいさゝか議論があり

ますが、いざにしても事実問題としてそういう取扱ひが一方において行われておつたのであるから、その点を考慮することは止むを得ない事情があつたと思ひますが、併し現在においてはかかる事情を考慮する必要はもはや考えられないと思ふ。第一次、第二次再評価を通じてすでに六%の課税負担をしたものと不均衡になるという説もありますが、すでに再評価を実施した得た企業は他の企業と比較してその収益力に恵まれた環境にあつたからこそ再評価を実施することができたのである。

その限りにおいて減価償却高の増加、それに應ずる法人税の軽減という実質的な恩恵と利益を蒙つておるはずであります。税制の合理化のために改正を行おうとすれば、如何なる場合においても過去の納税者と新納税者との間に負担の変化を来すのは当然で、その変化がいけないということでは如何なる税制改正もできないはずであります。無税にすれば過大評価を行つ者ができ

て、その審査監督に非常な手数がかかるという説も一応尤ものように聞えま

あつて、これはいつのときか経営に破綻を来たものであります。なお又この過大評価を抑制する点においては、償却資産に対する固定資産税の作用もあつて、過大評価という心配は実際上はないと我々は考えるわけでありま

す。以上の理由によつて、私は再評価税を取るこの資産再評価には反対をせざるを得ない。再評価税を徴収しない再評価は、日本の現状においては是非必要であり、又今後も、一応物価水準等

が落着く見通しのつくまではやるべきである。むしろ我々の考えでは強制的な再評価をやるべきではないかと考えるのであります。いろいろ資本蓄積の政策を現内閣は強調しておられますが、法人税等における個々の特別軽減措置といふものは、その蓄積し得るものの間において非常なアンバランスがある。この再評価による資本蓄積のほう

がより普遍的であるといふことを考へるならば、これは税を徴収せずして、再評価をやらせるべきである、積極的に再評価をやらせるべきである、このように考える次第であります。以上の理由によつて、私は本法案に反対いたします。

○菊川孝夫君 私は本法案に賛成をいたします。その理由は非常にちよつと苦しいのでありますが、本当はこれには反対をいたしたい。というのは、もう少し再評価税を取つてもいいんじゃないかと

いうのが私の主張であります。ところが我が国でこゝで反対するといふことになるちよつとむづかしいのでありまして、この際は我々の主張が大巾に通るというところは、なか／＼容れら

れないと思ひます。なぜそういうことを申上げるといふと、私はかねがねから申上げておるうちに、どうしても源泉徴収を受けることと所得税納入者は百パーセントの捕提率によつて納税をしてゐる。この半面におきまして、何と申しまして規模が大きくなればなるほど、やはりそこには私は裕りはあると思ふのであります。その点から考えても、今成るべく税金を少くするといふ原則にはこれは賛成でありまして、これは対象を問はず少くすべきであります。減税をするといふのならば、先ず小さいところへ向けて先に減税をする。そうして裕りができるに従つて上のほうへ減税を進めて行くといふ、こういう減税の仕方が一番いいんじゃないかと思ひますが、この最近の政府のやり方はどうしても上のほうにも相当……、大衆に減税をすると同時にそのチャンスを見逃さずに、上のほうへもちゃんと然るべく減税の利益を受けさせるように仕組をしてい

損金に認めさせようと、こういう手が必ず打たれて来るであらうと私は思ふのであります。従ひまして、そういう点から考えて、今の再評価法の一部を改正する法律案、この程度については、中小企業については若干酷なところもありましようけれども、我々としては中小企業は、この程度、或いは若干緩めて、大企業についてはもう少し上げる、こういう構想を持つてお

すけれども、併しそれは多数によつて決定せられることであるので、見通しから考えて、政府の原案にそういう趣旨から私たちは賛成をいたしま

す。○森下政一君 私も原案に賛成します。小林さんの御趣旨は、私正しい、筋の通つた御趣旨だといふことを思ふのです。ところで本来ならばこの第一次、第二次の資産再評価の行われたときには、これはすべて無税で然るべきであつたんじゃないかといふことを考へるのですが、再評価税を納めて、なおかつ再評価をしたという者は、それだけの収益力のある者だけがやつたのだといふことを考へると、今日なお再評価をしていない者は一体どうなるか。恐らく税を納めることのできぬといふ者が大部分じゃないかといふことを考へるのであります。そういう意味においては無税にすべきなのが正しいのじゃないかといふことを考へる。又第一次、第二次の再評価に洩れたもので、而もなお大会社と言われるものが相当数残つてゐるというのを聞かされる。で恐らくは今度の第三次の再評価をやつて、この法律によつて再評価を実施しますものは、第一次、第二次

ます。

多数意見者署名

森下 政一 山本 米治
西川 甚五郎 菊川 孝夫
安井 謙 藤野 繁雄
横川 信夫 青柳 秀夫
岡崎 眞一 木内 四郎

○委員長(大矢半次郎君) 次に、揮発油税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○小林政夫君 私は、提案されておる原案には賛成するのです。が、この際、揮発油税法の一部を改正する機会に、問題になつておる揮発油税率それ自体の若干引下げを提案する次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。資産再評価法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたは挙手を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

たら如何かと思つてあります。他の物品税等についても相当の調整が行われ、その物品税の最も贅品と思われ、揮発油税は少しいいではないか、諸外国と比較して日本の税率は必ずしも高くないという議論もありません。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、揮発油税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○森下政一君 修正案の発議者に質疑をすることは、この機会によろしいで下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始めたい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 少数であります。

ます。よつて小林委員の修正案は否決せられました。

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

す。そういうわけで、大体新聞紙の全数量の二割一割五分は、国際的にも交流をなくしては本邦の文化国家として発達して行けないのであります。第一はそういう点で反対をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もありません。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

ないようでありますが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。開議定率法等の一部を改正する等の法律案を、衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと思ひます。それから多数意見者の署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎 岡崎 眞一
青柳 秀夫 横川 信夫
藤野 繁雄 森下 政一
山本 米治 西川基五郎
菊川 孝夫

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め下さい。

この際租税、金融制度及び専売事業等に関する調査についてお諮りいたします。

本件は、去る二十七日の本委員会において要求書を提出することを決定いたしました、昨二十九日議長の承認を得たものであります。まだ調査に着手いたしておられないのであります。一応会期終了に当りまして、報告書を提出しなければならぬことになつております。

すので、まだ調査が終らないというところで報告書を提出することとし、その内容等を委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。なお本報告書につきましても多数意見者の署名を附することとなつておりますので、順次御署名を願います。

多数意見者署名

森下 政一 三木與吉郎
前田 久吉 小林 政夫
山本 米治 土田国太郎
藤野 繁雄 横川 信夫
青柳 秀夫 岡崎 眞一

○委員長(大矢半次郎君) 次に、請願及び陳情に関する小委員長の報告を求めます。

○西川基五郎君 請願及び陳情につきまして、小委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本日午前、第二回的小委員会を開きまして、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしまして、慎重に審議をいたしたのであります。その結果は次の通りであります。

請願第九十四号は、協同組合の社会的な重要性和資本主義が本質的に困難なる事情を考慮し、法人税を免除せられたいとの趣旨であり、請願第二百四十一号はか九十九号は、石油関税を昭和二十七年年度実施された減免措置を本年も引續いて実施せられたいとの趣旨であり、請願第九百九十九号は、請願第九十四号と同様、農業協同組合の法人税を免除せられたいとの趣旨であり、請願第二千五百五十号は、昨年十

月より三割の物品税が課せられたため、産根刺繡業界は危殆に瀕しているが、このような工芸技術を衰微せしめることは国家の損失であるから、物品税を免除せられたいとの趣旨であり、請願第二千六百十一号は酒類製造防止のため、酒税の極限的減税による酒価の低減、徹底的取締り等により、集團密造の根絶を図られたいとの趣旨であり、請願第二千六百七十五号は、我が国自動車産業を振興し、輸出拡大のため子供自動車物品税を撤廃せられたいとの趣旨であり、請願第二千九百七十一号は、東京五県たばこ耕作者のため、宮城県秋保村に國立たばこ試験場を設置せられたいとの趣旨であり、請願第三千二百三十三号は固定資産の登録申請に当り、その評価額が登記所の一方的認定により登記せしめられていたが、評価審査委員会の設置意義を失わせるから、登録税を改正せられたいとの趣旨であり、請願第三千二百四十四号は、電源開発により犠牲となる農民の唯一の生産資本たる土地の強制収用補償金に対する課税措置は、それ自体論理上矛盾があり、条理上不当であるから課税を免除せられたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。よつて以上請願五十八件は、いずれも採択すべきものと決定いたしました。

陳情第六十六号は、我が国産業の高度化のために、工場の新設、拡張が緊要事であるが、再評価税と譲渡所得税が課せられるために、工場用土地の獲得が困難となつてゐるから、両税を免除又は軽減せられたいとの趣旨であり、陳情第七十二号外一件は請願第二百四十一号と同じく、石油関税減免措置延期の趣旨であり、陳情第二百九

十四号は、請願第二千六百十一号と同じく酒類製造防止の趣旨であり、陳情第三百二十五号は、我が国経済の安定期に達するまで、特に産業の基礎たる電源開発資金に対しては年二分程度の低金利を以てその促進を図られたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。よつて以上陳情五件はいずれも採択すべきものと決定いたしました次第であります。

なお本国会において本委員会に付託された請願及び陳情のうち、貴石、貴金属の物品税に関する請願、揮発油軽減に関する請願第二百四十号はか五十一件、陳情第五百四十四号はか四件、スキー本部等の物品税撤廃に関する請願、所得税改悪反対に関する請願、在外資産の補償に関する請願、物品税撤廃に関する請願、元南西諸島の特定郵便局長等に国家公務員共済組合法等準用の請願、公益事業の独立採算制改善に関する請願、相続税法第十二条第七号等改正に関する請願、所得税法中一部改正に関する請願、所得税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する陳情、以上請願六十二件、陳情六件は、いずれも現状においてはなお検討を要するもの、又は今国会提出法案により措置済みのものである等の理由で留保するものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 只今報告のありました請願、陳情につきましてはいずれも小委員長報告の通り決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○森下政一君 それからもう一つお伺いしたいのは、扶養控除の最初の一人が重い、これはこの間からの質疑応答で、例えば配偶者に対する給与とか何

○委員長(大矢半次郎君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。

○森下政一君 主税局長にちよつとお尋ねしますが、今度の所得税法の改正で、これまで納税しておつたもので全く税の負担を免除されるということになつてゐるものが、この間の話では三百万と言われましたが、それでござい

○政府委員(渡辺喜久造君) 一応我々のほうでその数字を見積りますと、現行税法のままでございまして、源泉徴収による納税義務者、申告納税による納税義務者を合せまして、所得税の納税義務者は千三百万ほどあります。それが今度の改正によつて約一千二百万になる、こういう見込でござい

○森下政一君 そうすると、この三百万が免税されることになるというの

は、一番所得の低い階層で、新しい段階のものでございまして、そこで減つて来るわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今回の措置によりまして、基礎控除が御承知のように五万円から六万円に上るといふのが一点、それから扶養控除におきまして、最初の一人が従来は二万円であつたのですが、それが三万五千円になるという点、その二点によりまして、そういうふうな変化が生じて来るものと推定しております。

とかいふものを考へて、扶養控除の分は最初の一人といふのを重く見る、そういう考慮から最初の一人といふのは重くなつてゐるのですか。

「委員長退席、理事西川基五郎君着席」

○政府委員(渡辺喜久造君) 最初の一人につきまして、特に扶養控除の額を上げる、これはいろいろ理由が考へられると思つておられます。各国の税制の事例を見て参りまして、イギリスやドイツにおきましては最初の一人と申しますか、それが大体頭においてゐるのは配偶者だと思ひますが、配偶者の分の控除額といふものは割合に多くしてゐるという事例がございます。それからこの間御説明した控除の問題にからみまして、そういう各国の事例もございまして、又そういう意味もございまして、最初の一人について扶養控除額を多くする、こういうことは相当考慮していい問題じゃないだらうか、こういう結論に達してあります。

○森下政一君 それからどなたかの質疑で主税局長答へられたのですが、戦前の免税点といつたようなものが今度基礎控除になつたと思ひます。免税点の場合、例えば戦前千二百円まで免税であつた。ところが千二百円を超したとたんに全体に対して税がかつて来るということになつて来ると、免税されるものとされないものと非常に差がでるものじゃないかといふようなお話があつたが、免税点という言葉が仮に悪いのなら、まあ基礎控除として千二百円まで基礎控除を行う、基礎控除なら千二百円を超えたとなつたに金額に対してかかるのではない、基礎控除

といふのなら、この間指摘されたような矛盾はなくなるわけですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 結局我々のほうで便宜使つてゐる言葉が存じませんが、同時に或る程度財政学的にも一般的にも私はそういうふうに使ひ分けされてゐると思ひますが、免税点といふふうには言ひます。例えば千二百円なら千二百円が免税点と言ひますときは、千二百円未満であれば税金はかからない。その場合に千二百円を超えていけば、千二百円のその下のほうから全部税率を適用して課税して行く、こういう場合を我々は称して免税点と呼んでおられます。今御承知のように千二百円を控除してそれから頭を出してゐる分にだけ税率を適用すれば、免税点として我々が御説明したように下のほうから全部かかることはないのでないか、これはお説の通りであります。我々のほうではそういう場合の制度はこれは基礎控除という制度だといふふうに、実は制度自身がそこで違つてゐると思ひます。両方呼び分けてゐるのでございまして。その基礎控除を免税点と言ひたいのじゃないかといふふうなことになるれば、これはまあ前回の付け方でございまして、決してそれがそれで工合が悪いと思ひませんが、ただ今言つたように税制の立て方としてはそういう二つの税制の立て方がございまして、ですから、我々は戦前と言ひますか、大昭和十五年の税制改正前に行われておりました、終いには千二百円が千円に下つたことがありました。千円を千円未満であれば全部かからない、千円を超えればその下の千円から税率を適用して行く、そういう場合の制度は免税点

と呼びまして、そして現在のように六万円は控除する、そして六万一千円ならばその一千円についてだけ税率を適用する、そういう場合基礎控除と呼んでゐるわけではございまして、そこは名前の付け方でございまして、併し一応は概念的に実体が異つておられますから少なくとも一応の約束かも知れませんが、こういう制度は免税点という制度である、こういう制度は基礎控除であるといふふうに一応名前を分けたほうが便宜じゃないかといふふうに思ひます。併し大体それは世間にも一応これは専門用語であるかも知れませんが、通用した用語として使われてゐる、こういうふうには思ひます。

○森下政一君 よくわかつたのです。そこで戦前千二百円までは免税されておつた、免税点というものが設定されておつたのでございまして、まあ最低の生活費といふものは人々によつていろいろ違ひがあつて、一概にどういふことは言へないけれども、社会通念で当時千二百円という年収は、一応最低の生活費をカバーするものとまあ大体考へられていたと私は思ふのです。それもある、説があるかも知れませんが、仮にそれが最低の生活費をカバーしてゐる、仮にこう考へられるとするならば、この免税点と言つたときには、最低生活は少くとも税の対象にせんとする考へ方が並行されておつたと解釈していいです。

○政府委員(渡辺喜久造君) 千二百円当時の時代ですね、これはまあ私は千二百円というものが最低生活だといふことは、当時の事情から言ひますと、ちよつと、実際に合わないのじゃないかといふふうに実は思ひます。当時は

御承知だと思ひますが、役人にしましても、判任官の平均俸給といふのは確か平均で月額七十五円といつた時代でございまして。所得税を納めます人は、例えば我々の身近な例を引いて恐縮でございまして、税務署においてもまあ署長が一人あるかなし、それも或る程度の家族を持つてゐます。これは扶養控除のほうで別途差引かれてしまふ。そういうふうなところでもあります。農村におきまして、それこそ地主さん以外は何人、その当時の納税人員が……。

○森下政一君 人口百人について二人くらいでしよう。

○政府委員(渡辺喜久造君) 百万くらゐの従ひまして、そういうふうに所帯数の比率をとつてみましてもその程度のものであつたわけではございまして、結局最低生活といふのはこれは単に物理的に生きるものじゃないか、社会的、経済的に生きるものかと思つておられます。その国の文化の程度とか、或いは経済の状況、これがおのずから最低生活をやはり上げもし下げもして来ると思つておられます。最低生活といふのは、物理的に生きてさへいればいいんだというのが最低生活とは思つておられませんけれども、それにしましても当時の社会の状況、文化の状況から考へてみましても、最低生活費以上で以て一応生活してゐた者が日本国内においてまあ百万世帯でしか、それだけしかなくて、あの者は皆最低生活費以下だつたといふことは、私は当時の事情から見まして、それはちよつとそうであるという結論は出しにくいのじゃないだらうか、我々役人にしましても、税務署において最低生活費以

上をもらつてゐた者は署長一人であつた、その者は全部最低生活費以下だつた、現狀に比べますれば、その当時のほうがよし判任官の人でありまして、生活は楽であつても苦しくはなかつたわけではございまして、私は千二百円のものが最低生活といふものを狙つての線だつたといふ結論はちよつと出て来ないんじゃないかと思ひます。

○森下政一君 そうすると、今のお話だと、当時の免税点といふものは最低生活費をカバーしてなお余裕のあるくらいのもので免税されておつたといふことになるわけですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私はそういう姿であつたと思つておられます。

○森下政一君 それではどうでしようね。基礎控除といふものはやや観念的に違ひ、これはもうよくわかりました、あなたのおつしやることは納得できるのです。ところで、これはつまり今の政治の現狀が、事情が許さんといふことならこれは別問題ですよ。だけれども一応の理窟としては、最低生活費といふものは税の対象から除外するといふことが、理窟の上です。理窟の上ではそういう考へ方といふものはまあでもないかと思ひますが、どうでしよう。

○政府委員(渡辺喜久造君) 一応税制のあり方としては最低生活以下のもので所得税の対象としてできるだけ除外すべきじゃないかといふ税のあり方ですね、できるだけそういうふうな努めて行くべきじゃないかとか、そういう考へ方は私はそれは考へていい問題だと思つておられます。ただまあ結局最低生活とは何ぞやといふことも一つには問題になりまして、決してそれが物理

的に生きてささいいばいいというものがございせんし、子孫といふものが、あと自分の子供、孫といふものがやはりおのずから後継がで、それも相當の教育を受け、そして次のゼネレーションを引受けて行くだけのやはり教養も持つた人も養つて行かなければならんといふたような問題も出て来るわけでは、教育の程度をそれによどの程度が最低のものかという問題も出ておりますので、最低生活とは何ぞやといふことも随分議論のあることだと思つておりますが、所得税の課税におきましては、できればできるだけ少うした小さな所得者は直接所得税の対象にしないようにまあ持つて行けるなら持つて行くべきじゃないか、これは政府としても考えるべき線だと思つております。

○森下政一君 今の実情から扶養控除される人数ですね、一世帯平均幾らくらいになつておりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点につきましては、一応過般配付申上げました「租税及び印紙収入予算の説明」の中に相當詳細に実は書いたつもりでございますが、御質問がございますのでお答えいたしますと、改正後の状況によりましては、十頁に申告所得の分がございまして、そこにつと上から参りまして、基礎控除額、それから扶養控除額といふのがございまして、一人当控除人員と書いてございまして、営業の場合は三・八一人、農業の場合には五・一八人、その他の事業の場合には三・七一人、その他の場合には三・八四人、その他といふのは配当収入とかそういうものであります。平均いたしまして四・二五になつております。そ

れから源泉課税を受けておるかたゝんの場合につきましては、六頁のまん中からちよつと上辺にありますが、平均扶養親族の數一・六人、こういう数字になつております。

○森下政一君 そうすると、源泉のほうと申告のほうとで非常な違いがあるわけですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) これは統計的にこういう数字が出ておるのでございまして、恐らくこういうことだろうといふことで、我々は一応こういう数字がその実態と違わないだろうという結論を出しているのですが、御承知のように源泉所得の場合におきましては、一人々々月給をとつてゐる人が大部分でございまして、従つてそこに獨身者が相當のといふことが當然考えられます。或いは夫婦共稼ぎであるといふ場合が考えられます。その場合には御主人のほうも一応所得を得る本人であり、奥さんのほうも所得を得る本人である。そうすれば、奥さんがあつても基礎控除をそれ／＼のかたが受けるれますから、扶養控除といふ問題はなくなつて来る。或いは娘さんが一緒に働いてゐるとすれば、その場合においても、そのお嬢さんに對してはやはり基礎控除があつて、扶養控除といふ問題はそこには出て来ない。こういうこととがいろいろございまして、ものすごく、相當の家族持ちのかたがおられまして、全体の數で以て平均してみますと、こういうふうな数字になることが當然考えられる。これに引きかえまして農家の場合におきましては、家族のかたが一緒に住んでゐられ働いてゐられるといふたような関係からしまして、おのずから扶養家族も控除數が多くなる。これはこの数字を離れて現

実の姿を見ましたときも、そういうこともさもあるべしだ、統計の上にもこういう数字が出て来るから、これはその間違つた事実を示しているものではない、我々はこの見ております。

○森下政一君 今のお話よくわかりました、両方の間に懸隔があるように見えるのは、併し実態は只今の御説明で必ずしも納得が行かん、こう思ひます。そうすると、税を簡素化するという意味において、給与所得の別に頂いております資料によつて最低限に對する調があらはなす。そこで扶養親族が二人までであるならば、改正案による二十四万ですか、というくらいまでが免税になるということになりますね。同様に今度は事業所得のほうでも、扶養親族が四人ということであれば最低限が幾らということとはつきりわかつておる。そこまでの金額のものは一切税の對象の外に置くというやうなことにすれば、おおむね平均したところのところが押えられ、ということになれば、それならもう扶養親族があつてもなくても給与所得者の場合においては年額十四万円までは無税にする、こうすれば非常に税が簡素化されるのじやないか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 簡素化されるという観点からしますと、確かに森下委員のおつしやつた方向にすれば簡素化はされると思つております。ただそこに負担の公平という面から見まして、それでいいか悪いかという議論は、これはもう森下委員も別途お考えだるうと思ひますから、別に蛇足を附加えませんが、簡素化という点から言

え、それは森下委員のおつしやる通りだと思つております。

○森下政一君 それから、これはどうも事務当局にそういうことを質問しましても無駄だとは思ひますが、所得税といふものは、まあ今の財政事情がよんどころないから、もつと負担を軽減してもいいはずだけれども、財政事情がこれを許さんからというやうな事情があつてやむなくこういうふうにするといふことは、これはあり得ることだろうと私は思ふのですが、併しそういう他の事情がなければ税といふのはどのくらいまで軽減しなきゃならんものだとお考えになるでしょうか。これはまあ今の政治の実態とは別なんだから、あなた方が自由党の何れ政治の立場に立つて云々される必要はないので、私は理窟の点だけを聞いておきたいのですが、事務当局としての考え方を。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点につきましては、我々はこのやうな観点に立つてゐる／＼な作業は実はして見たことはあるのです。実は更にその作業をもつとしてみたいと思つてゐるのですが、結局税といふのは御承知のやうに歳出と見合つておりますから、結局経費のほうがかさねれば税は少く減るわけですし、経費が大きくなればインフレでもやらない限りはどうしても税は大きくなるを得ない。そこで税のほうにおきましては経費のほうの關係といひますか、歳出のほうの關係においておのずから、よし税という観点から見ますと、もつと負担について何と考へなきゃならんけれども、まあこの程度はやむを得ないじゃないだらうかといふた結論が出るわけ

でございますが、そういう観点を離れて、まあ我々がこうありたいといふのもどうかと思ふのですが、皆さんの御議論をよく伺つていまして、例えば月額三万円までは所得税をかけないほうにしたいらいいじやないかといふやうな御議論がいろいろございまして、そのから、それによつてやうな所得税の歳入にどれだけ響くだろう。尤も二万円なら二万円までかからんといふ案においてもこれ又実はいろいろな案があるわけでございます。現在御承知のように勤労所得控除を行なつてゐる。従つて月給取りで二万円と言つた場合と、それから営業所得者で勤労所得といひますか給与所得の控除のない二万円と言つた場合とは、これは給与所得の控除の制度がある限りにおいては相當な程度が違ふわけでございます。従ひまして、程度が違へばおのずから税収も違ふわけでございますが、この間一遍ちよつと試算してみましたのは、一応それがいいか悪いかは別として、理窟抜きで、皆さん方からよくお話を伺つてゐるものですから、それによつて給与所得者で二万円と二万円というところで、同時にこれもまあどの程度の家族持ちを以てそれに当てるかどうか、これで又違ふわけですね。獨身者で以て給与所得で二万円までの者は税金がかからんことにするから、中年のかたで普通の世帯と考えられる夫婦もので同時に子供が三人、それくらいのところの方なら月給二万円ならまあかからんといふところを一つの軸にしまして、そうしてあとは大体それにバランスをとつたところで以て一応数字を弾いてみたことがありました

が、そのとき弾いた数字では、基礎控除の引上、扶養控除の引上、給与所得控除の限度の引上、この三つだけで九百六十億くらいの減収を覚悟せざるを得ない。その場合に基礎にのりましてデータは、今度の予算のベースになつた数字ではございまして、不成立予算のときの数字が一応ございまして、あの階級区分等によりまして計算してみた数字が大体そういう数字が一応出ました。それからそういう場合に、おいてすぐ当然考えられましては、一つには現在の税率の刻み方なんです。非常にいねい足早にこう上つていて、扶養控除、基礎控除をそういうふうな引上げるとすれば、やはり中以上の所得者の負担のことも考えて、税率の刻みももう少し間延びしたような刻みにしなければバランスがとれないというので、これをまあ多少直したのです。これは細かく御説明しないといわねえませんが、これも極めてデタミッドな程度の直し方でございますが、税率をちよつと変えるだけで百六十億くらいの減収になる。まあ従つて両者を合せますと、所得税だけで千億くらい減収を覚悟しなければ、一応二万円の給与所得者で所得税がかからんといつたような姿はとれない。まあこういう数字になるようでありまして、我々といましては、今度の税制調査会におきましては、いさゝなモデルを作りまして、こういうふうな姿にしたところ、もう税収の姿になるぞ、こういうふうな姿にしたところ、もう税収の姿になるぞといさゝなモデルの姿を突は出してみようと思つております。ただ歳出というものに縛られて物を考えますと、考え方が非常に小さな

範囲しか動かせませんから、それは一応棚上げにしておきまして、別にいろいろ減収についての御意見がありますものから、そういう御意見というものに一応乗つたつてみて弾いてみたらどうなるかといつて試算してみた数字が、大体今申上げたような数字でございまして。

○森下政一君 それはほかの人は余り要求されないかも知れませんが、そういうような試算されたものがあつたら参考の一つ下さいませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 非常に不完全なものかも知れませんが、大体の大綱的な大勢はそれで間違いないと思ひますので、別にございましてから、差上げます。

○森下政一君 それから午前中に局長から伺つたので、まだ衆議院の本会議でどうなるかわからんのですけれども、委員会では所得税法について一部の修正が行なわれた、それから附帯決議が附いておる。その附帯決議は例の生活協同組合の關係とかいうことであつたのですが、この速記録にも残しておきたいと思ひますが、どういふことだつたのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 附帯決議は二つございまして、一つは所得税法の今度の改正案に対する附帯決議でございまして、これはいろいろこちらでも議論があつたと思ひますが、企業組合などを中心にした問題の分でございます。ちよつと読まして頂きます。

附帯決議
第三条ノ二、第四十六条ノ三の施行は中小企業法人の組織と発達に重大なる影響を及ぼすものであるから政府はその実施に当り十分慎重を

期せられたい。

よつて、法第四十六条の三の適用に當つては当該地方における所轄官公庁、当該法人の所屬する団体の代表者並びに学識経験者よりなる諮問機関の意見を徴したる上、当該地方國税局長がこれを決定することとし、以つて中小企業法人の発達を阻害するがごときことのないよう嚴重留意いたされたい。

これが附帯決議でございます。

なお附加えて申上げさせていただきますが、当該法人の所屬する団体の代表者というものは、これは企業組合にいろいろ県連、県の連合団体とか、そういうものがございまして、そういうような人の意見を聞いてくれ、諮問機関でございまして、これは政令でその諮問機関を作るとか何とか、そういうやましいことは強いて要求しない、事実上の諮問機関であればよろしいといふことがこの附帯決議をお作りになるときのお互いの了解事項であつたといふことを附加えさせていただきます。

それからもう一つの附帯決議は、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案に關しての附帯決議、これが今お話になりました協同組合關係のものでございまして、これを朗読させていただきます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案に關する附帯決議

一、協同組合の分配金のうちの事業分量に應ずる分配金と出資に対する分配金の計算方法については、法人税法第九條第六項の規定の趣旨に背反するような取扱いは速かにこれを廃止するよう政府に強く

要望する。

二、消費生活協同組合に対する課税については、その非営利法人としての性格にかえりみ最も近い機会において改正すべきことを要望する。

附加えてちよつと説明させていただきます。法人税法第九條第六項といひますのは、これはいわゆる特別な協同組合でございまして、それが事業分量に応じて剰余金を分配した場合におきましては、法人税の収益といひますか、剰余金としての課税は、所得としての課税はしない、こういう明文がございまして、現在の国税庁の取扱ひにおきまして、多少あいまいな点がございまして、収益の分配といふことを、事業の分量に應じた収益の分配につきましては、出資金の五分に相当するような程度のもので、これはそれがはつきりしない限りにおいてはこれは事業分量の収益と見ないで、出資による配当と見るといふ扱いをしていられるようでございます。これは法律の解釈から言ひましても無理があるようでございますので、すぐさまやめよう、国税庁のほうもその氣でおります。至急措置はするつもりでおりますが、その意味においてこの附帯決議が附いておると承知しております。

○森下政一君 只今の朗読された租税特別措置法の附帯決議の後段のほうは、政府はどう考えておられるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 後段の問題につきましては、今度税制調査会をやりますので、その機会によく調査会の議題といたしまして、とくとの協同組合の問題につきましても、いろいろ

各方面の御意見を伺つた上で適正なる結論を出したいと、かように考えております。

○森下政一君 その後段の附帯決議が附くといふことは大変結構なことだと思ひますが、願わくはこれは相當熾烈な要求もあつてのことだし、営利的な団体ではないわけですから、附帯決議の趣旨が具体化されるように政府は措置されることを強く私は希望しておきたいと思ひます。

○菊川孝夫君 こんな定足数で委員会をやるのはちよつと余り不見識だと思ひるので、休憩して頂きたい。

○理事(西川基五郎君) それでは休憩いたします。午後七時より再開いたします。

午後四時三十五分休憩

午後七時五十九分開会

○委員長(大矢平次郎君) 休憩前に引き続きまして會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。

○土田國太郎君 中小企業の問題であります。所得税法の改正ですが、企業組合の問題でありますが、四十六條の三を見ますといふと、今度の場合には税務署の役人が企業組合へ出張いたしまして、勝手に、一方的にこれを企業組合にあらずとすることができるといふ法律になつておりますので、これらは中小企業者の最も脅威を感じているところであるのであります。先般国税庁長官並びに主税局長の説明に、九州の三千何百名のあの問題があつた

んであります。あれらは特別な大きな問題でありまして、全部がああいうようなものでなく、真実にこの企業組合を構成してある場合、その企業者が些少なる過誤のために、誤まりのために、出張されたる税務官吏がこれは完全なる企業組合ではないんだということ、この四十六条の三で言っているのではありません。それがためにこの業者はこれに對していろいろの反証を上げなければならぬ。非常な面倒な問題になります。まるでこれは税務署が業者を斬捨御免にしても差支えないというこれは四十六条の三であるので、非常にこれは業者は脅威を感じていろいろな現状であります。が、まあ悪いことをする者はこれでも当然いのであるが、今申し上げましたような些少な過誤のために、税務官吏が感情の行違ひでもあります。と、すぐに推断できる、推定し得るというこれは法律なのであります。が、そういうことのないような方法を国税庁におきましては未端の税務署までに徹底して、まじめな徴税をやつて頂く、大なる不正行為ならこれは勿論よろしいのであるが、誤まりのために間違ひを起した場合にはもういふようなことがあると、誠にこれは気の毒な問題になつて来るんだが、その点主税局長どうお考えになりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 四十六条の三の規定によりまして、税務署の役人が企業組合を斬捨御免にするというやうなお話でございますが、我々は決してそういうやうな意味のことは考えておりません。ここで規定してございますことは、すでにたび／＼御説明いたしましたように、いろいろな事案に

ぶつかつておりますので、どうしてもまあ真実の企業組合でなくて、形だけの意味の企業組合というものにつきまして、或る程度の推定規定を入れることによりまして、筆証の責任を先方に持つて頂きたいというのを考えている次第でございます。ただ今のお話になりまして、そのことによつて税務官吏が行過ぎた措置をするんじゃないだろうかという点につきまして、本委員会におきまして、衆議院におきまして、いろいろ御議論のあつたところでございまして、同時に我々いたしたと思ひますが、その点については十分慎重に取扱ふことによりまして、決して御迷惑をかけるまいようにするといふふうに御答弁申上げておるのではありません。而して衆議院におきましては、更にいろいろ御議論になりました結果、先ほど御説明いたしましたやうに修正をなさいまして、一応原案に比へますと、営業所の数も殖えております。と、それから或いは事業にしましても同一の事業である場合に限定するとか、いろいろ絞つた意味の規定に修正してございます。更にはこれも先ほどお話があつて附帯決議を説き上げましたが、この適用に當りましては、所轄官公庁、或いは当該法人の所属する団体の代表者、それから學識経験者から成る諮問機関の意見を聴いた上で、国税庁長官がこれを決定するやうにと、こういう非常にまあ慎重なる措置によつてやるべきであるという附帯決議が附いてゐるわけでありまして、政府におきまして、この御趣旨は十分尊重しまして実施に當るつもりでございますので、万御心配をかけるような

ことは無いと思つております。

○土田國太郎君 今の局長のお話は誠にそうでなくちやならんと私も思ふのでございしますが、實際においての問題は、なか／＼局長の考へておられるやうなわけに行かぬので、実例といひましてはですね、私どものほうの団体が試験的に実績を調べ、立会いをして言うたら、そのことを末端税務署が利用して、濫用して、今でも業者を苦しめてゐるやうな状態になつておりますので、私も又この斬捨御免の法律で我々業界が非常な苦痛をなめるやうなことに相成つてはいかんと、どう考へましたので、御注意をたゞ／＼政府のその点に對する注意を喚起したわけでありまして、どうぞその点は抜かりなく、斬捨御免のないやうにやつて頂きたいと思ひます。

な。お租税特別措置法の一部改正に関する例の同族会社の積立金の問題であります。これは従前の五十万円より百万円に緩和されたのであります。が、この資本の百分の二十五と百万円というものは、大体どう見合ひになるやうな意味でありますか、どこに基本がありますか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 前段にお話になりました点につきましては、我々も十分御意見を尊重いたしまして、慎重に実施いたしたいと思つております。

その次に御質問になりましたその百万円と資本の四分の一の関係でございますが、資本の小さい会社という場合におきましては、その四分の一が百万円に満たない場合もございしますので、そういう小さな法人に對しましては百

これが業者の希望であります。が、政府におきましてはその点をお考えになりました結果、かういふやうに免税を御提案になつたことは諒とするのであります。が、多数の中小企業には実に政府の援助というものは稀少であります。大きな企業にはたくさん、今年からはある面からの援助が御承知の通り税法の措置その他多様であります。が、もう少し私は中小企業に對しても、温情を以てこの育成を図つてやらなければ、今の中小企業の状態といふものは全く税金のために稼いでゐるやうなものであります。実に慘憺たる状態を呈してゐることは大蔵当局も御承知であるのだから、私はかういふ案を出すついでに、もう一つ寛大の態度を要望したいのであります。が、今の御説明におきまして、百万円までといふまあ垣が一つできて、以前より多少緩和されたことは結構であります。が、一層もう少し二重課税の全廃といふやうな意見は政府はお持ちにならないのであります。それを承わりたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 結局同族会社の積立金課税の問題は、会社に所得を全額留保して、配当をしないといふ極端な事例が片方に考えられるわけですが、そのことによりまして所得税の累進税率の課税を免れるやうな場合も予想されますので、それとの見合ひにおきましてかういふ規定があつたわけでございます。いろいろ検討を要するものでございしますので、今回の場合におきましては相当検討を加へまして、御承知のように現在におきましては五十万円に達しない額だけが積立金課税をしていないというのを一面で

は百万円に引上げるといふこと、それから同時に資本金の四分の一、そのいづれが大きな額までやらないといふことで改正したわけでございます。確かに現在二十数万ありますが、その中の二十万までくらいは恐らく資本金の額は百万未満だと思ひますが、そういうところでしたら資本金と同額までは積立をしてもよいといふことになり、その点につきましては相当の緩和が行われるものだというふうに考へております。

○藤野繁雄君 租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して、衆議院の委員会では修正されたといふ修正案が参つておるのでありますが、その第八條の五の第二項の「当該法人の各事業年度の開始の日におけるこれらの積立金の金額の合計額が同日における出資総額の四分の一に達しないときは、当該法人の各事業年度の所得のうち積み立てた金額に対しては、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。」というふうになつてゐるのでありますが、ちよつと解釈がややこしいのでありますから、お尋ねしたいと思ひますが、これは簡単に申しましたならば、内部に保留してゐるもののものに対しては課税をしない。外部に出すところの例へば出資金に対する配当であるとか、役員に対するところの報酬であるとかいうようなものを出したならば、それには課税するけれども、組合内部に保留してゐるところのものには課税しない。こういうふうな意味に解していいのであるか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今お話をなつたように御解釈下すつて結構でございます。

○藤野繁雄君 次には、衆議院のほうで附帯決議をやつておられるのでありますが、即ち事業分置に應ずる特別配当金の点で、廃止するようになつてゐるやうなことになつてゐるやうであります。廃止をされる期日が大体いつ頃であるか、その予定がついておつたらばお知らせを願ひたいと思ひるのであります。

○政府委員(渡辺喜久造君) できるだけ早い機会に廃止したいと思つております。御承知のように大体こういう組合の事業年度の終了の時期といふのは、まだちよつと時間がございますので、今日、明日のうちに終わらなければ、すぐ影響があるといふ問題でもございせんが、この規定はできるだけ早い機会、早い機会と言ひますが、手続を終了次第廃止するつもりでおります。○森下政一君 先刻来も土田委員が御指摘になつて、非常に前途を懸念しておられた例の企業組合の問題ですね。これは先日国税庁長官から具体的な実例を承つた共栄企業組合ですか、言語道断だと思ひますが、そういうものは、これは一体企業組合として認めることに間違ひがある。根本はそこにあるのぢやないですか。○政府委員(渡辺喜久造君) 根本はそこにあるとおつしやれば、我々も根本はそこにあると言ひ得ると思つております。ただ現在の企業組合法の規定がその点について特別に例へば地域を制限するとか、或いは組合の数を制限するとか、或いは組合の営む業種について制限するとかいふようなことは一

切もつておりませんし、又届出によつて任意に設立できるという建前になつておりますし、又それが実態がどうであらうと、例へば解散命令とか何とかいうようなことを命ずる規定もございせんし、従ひまして一応そういう姿でありまして、形式的には企業組合といふことにならざるを得ないわけでありまして。そこで衆議院におきまして

のいろいろ御議論の、御質問の中に、企業組合法を改定するやうがむしろ本筋じやないかという御質問もございまして、中小企業庁ともいろいろ打合せもしてみたいのでございまして、何分中小企業等協同組合全体の構成が、今申しましたやうな届出主義とか、或いは取消命令もなし。こういうたやうな建前になつておりました。なか中小企業等協同組合法の改正によりまして問題が解決するといふことにつきましては非常に時間がかかる。いろいろ困難もありまして、中小企業庁としてこれの改正案を出すとか出さんとかの決意までもなかつて、行きかねてゐるやうでございまして、税務の上におきまして、どうもそれをそのままにしておくのも工合が悪いものでございまして、それから中小企業庁のほうに我々のほうと十分打合せした結論といたしまして、どうもやはりそういう形式だけの組合につきましては、課税の上でこういう推定規定を作られても止むを得ないぢやないだろうか、こういう結論になりましたので、ただ併しその取扱ひにつきましてはいろいろ懸念される点もございまして、中小企業庁ともいろいろな申合せをいたしまして、この規定が濫用に流れないやうに執行については十分打合せもする

し、注意もする、こういう申合せをしてゐる次第でございまして。

○森下政一君 結局只今の御説明で了解もできるのですが、企業協同組合法といふものの不備に乘じて共栄企業組合のごとき場合を考へてみると、いわば脱税を目的として法の不備に乘じて企業組合の名を使つて脱税を目的とした一つの組織に過ぎないといふことが考えられる。そうならば今間に合ふことじやないけれども、法の根本を是正して、そういうふうなものには認められないといふことになつて来れば、税法の上においてこの脱税防止のための今度のやうな新しい条文を加へるといふやうなことが必要になつて来るのぢやないか、こういう条文を作つておけば、あなたの方の御趣意はよくわかるけれども、やまやますれば不必要な摩擦が起るのではないかと、これが懸念される。土田委員の指摘されるところもそこだと思ふ。全然不必要な摩擦を起すといふことはこれは誠に憂うべきことだと思ふので、将来企業組合といふもののあり方といふものを法が確つかり一つの枠をきめて、こうあるべきだ、そうなければ解散を命ずるぞといふやうな、仮に法の整備ができたときは、今度設けてゐるやうな全く不心得な脱税防止のための法律だと思へるやうな条項はこれは撤去されることにやぶさかではないと、こう了承してよろしいですか。○政府委員(渡辺喜久造君) 我々も中小企業等協同組合法の改正によりまして、こういう条文が不必要になることを実は希望してゐるわけでもございまして、こういう条文が要らなくなるやうな改正が行われれば非常に幸いだと思

へております。

○森下政一君 それではもう一つお伺いしたいのですが、今度の改正法によつて法人税の収入が、只今頂いた参考資料によると、千七百億あるわけですね。これは資本金百万円に達しない、百万円未満の法人の負担する分と、さにあらざるものとの大体の振替りといふものはおわかりでしょうか。○政府委員(渡辺喜久造君) 百万円といふ線では実は調査した統計がございせんので、ちよつと申上げかねますが、これは御参考になるかどうかかわかりませんが、現在資本金が五百万円以上のものだけは調査課の所管にしておりまして、それに満たないものを税務署の所管にしておりますので、五百万円といふところの境でございまして一応の見当がつくわけでございます。それはそこに御配付してございせんものにも一応調査課所管、税務署所管と分けてございまして、一番最初の統計数字、基礎数字ですが、ごく大ざつぱに申しますと、七割が大会社の分、三割が五百万円未満、大体そういうふうな割合に申上げておりました数字ではないと思ひます。○森下政一君 それから、こういうことはそれだけではわかりませんか。今度の改正によつて租税特別措置法その他すべて総合して、例へば特別償却の範囲の拡張、その他いろいろ頂いてゐる資料によつても五つばかり項目が上つておるのです、それで相当額の法人税の減収が今度の改正によつて見込まれておるわけですが、これも今のやうな工合に、つまり中小の法人と大法人との振合ひといふものはわかりませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点は遺憾ながら私のほうとしてはデータが

ちよつとございませんで、数字を申し上げることができませんことをお許し願いたいと思います。

○森下政一君 極く常識的な考え方としてですね、こういうふうな恩典に浴するものは概して大法人だということ

「委員長退席、理事西川甚五郎君 着席」
○説明員(泉美之松君) 今回衆議院のほうにおいて改正された輸出の所得控除の制度に基づく減収額の計算につ

から貿易商社を通じて輸出されることになりまして製造業者から供給されるもの、この両方の合計につきまして計算

一律に所得の五〇%というほうが最低であつて、それがいわゆる百分の一の半

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほども申しましたように、税金自身がまあ五

から貿易商社を通じて輸出されることになりまして製造業者から供給されるもの、この両方の合計につきまして計算

一律に所得の五〇%というほうが最低であつて、それがいわゆる百分の一の半

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほども申しましたように、税金自身がまあ五

から貿易商社を通じて輸出されることになりまして製造業者から供給されるもの、この両方の合計につきまして計算

一律に所得の五〇%というほうが最低であつて、それがいわゆる百分の一の半

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほども申しましたように、税金自身がまあ五

から貿易商社を通じて輸出されることになりまして製造業者から供給されるもの、この両方の合計につきまして計算

一律に所得の五〇%というほうが最低であつて、それがいわゆる百分の一の半

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほども申しましたように、税金自身がまあ五

から貿易商社を通じて輸出されることになりまして製造業者から供給されるもの、この両方の合計につきまして計算

一律に所得の五〇%というほうが最低であつて、それがいわゆる百分の一の半

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほども申しましたように、税金自身がまあ五

から貿易商社を通じて輸出されることになりまして製造業者から供給されるもの、この両方の合計につきまして計算

一律に所得の五〇%というほうが最低であつて、それがいわゆる百分の一の半

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほども申しましたように、税金自身がまあ五

から貿易商社を通じて輸出されることになりまして製造業者から供給されるもの、この両方の合計につきまして計算

一律に所得の五〇%というほうが最低であつて、それがいわゆる百分の一の半

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

その百分の三の経費算入の恩典に浴さない。同じ加工業者であつて、而も同

おつしやる通りなんでもございですが、その区別がわからないのでございませう。それで実は困つたのでございませう。

○小林政夫君 区別は政令等によつて区別するという方法があるわけですが、例えば重要輸出品については加工業といへども国産検査等も行われておつて、成るほど国産検査を受けたものは必ず輸出するというものではありませうけれども、併し輸出するものは必ずその検査を経るというような点から線を引く方法はあると思う。だからそれは執行面で行うということになれば、政令で以ていろいろ区別をつけることとして、法律面においては、この立法措置としてはどれでも輸出のための加工ということであれば、メーカーの委託であるという貿易商社の委託であると同様に扱ひ得る途を開いておいて、政令において執行面でその取扱上困るといものについて何か工夫をお考えになるとか、こういうことが望ましいのじやないですか。で折角の立案でありますから、只今あなたをここで何するといふ別に意味もないのです。が、次回は是非そういう点を頭に置いて御検討、再研究願ひたいと思ひます。が如何ですか。

○衆議院議員(内藤友明君) 承知いたしました。

○小林政夫君 只今のメーカーの輸出所得、事業所得の百分の五十というものが主税局長の説明だと、取引額の三%よりも多い場合が考えられるような発言であるかと思うのですが、殆んど私の見るところでは五十のはうが低かろうと思ふ。五十がブレイキであつて、ブレイキでこそあれ、事業所得の

百分の五十が取引額の三%よりも多いなどというところは全然ない。そういう点について今の計算だと、かなり或る程度の基礎がなくてはそういう計算がでないと思ふのですが、大体のところではいいですけれども、どういふふうなことを……

○政府委員(渡辺喜久造君) 普通の製造の、国内が多いと思ひますが、国内、輸出を含めての普通の製造の利益率というやつは百分の八くらいに数字は実はあるわけでありませう。それでまあいろいろのことは私もあつておつておつて、例へばプラント輸出であるとか、物によりましてはかなり採算が困難だと言つてゐるものもございませうから、そういうふうなものについては、利益率というもののについては、相当問題もあると思つておつて、併し類例に見ましても、普通に輸出されてゐる例をば幾つも見ておつて、それは国内の場合とそう大きく違ひない利益率も予想されるのじやないだらうか、そういうふうなことを見ますと、必ずしも百分の三が極めて例外でありまして、頭打ちする場合は極めて普通であるといふふうなことを考へるの如何かといふふうな思つておつておつて。

○小林政夫君 それだからあなたのほうで、そういうことであれば資料を拝見したい。それはどこに計算ができるならば資料を出せないはずはないと思ふ。

それから輸出による所得の計算といふものはどういふふうなやられるつもりなのか。相当これは原価計算といふとむづかしいし、やりようによつては税務署との間に相当のトラブルが起る

可能性がある。こういう点はどういふふうなやられるつもりでありますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほど申しましたのは一般的な数字でございませうので、輸出の分の云々というお話でございませうので、私はちよつとそういう数字は出せないと申し上げたのです。ただまあ併しそういう極めて一般的な数字でございませうので、今申したようなお答えを申し上げた次第でございませう。

それからその次に輸出の金額、輸出による所得の金額をどういふふうな計算するか。これはやがて言へば、その分についてのコスト計算という問題まで入つてゐると思つておつて、物によつてはそういうことも考えられないうちはありませんが、併しそのために余りに煩雜にし、手数をかけることも如何かといふふうな思つておつて、その中で、一応輸出の所得というふうな法律に定められてゐる範囲を逸脱しない限度におきまして簡略な計算ができればならば、それを採用するといふことを考へて見たいと思ひまして、目下通産省のほうといふことは、どう考へ過した場合にはおきましては、どう考へようかといふことを目下話し合ひを続けておつておつて。

○小林政夫君 こういうふうな場合はどういふふうな気持をもつて扱われませうか。非常に輸出は諸からない。内需のほうはあるといふふうなときに、とことんまでその輸出取引を洗つて見て、一体輸出の所得は幾らだ、内需はどうか、こういうふうなところでやつて行こうとする今の相当のトラブルが起る。或る意味においてこれは輸出振興なんだ、輸出振興対策の一環として

てやられたものであつて、所得が零のところへ幾らこいうことをやつても何にもならないのですが、そのそういう気持をもつて輸出振興といふことを頭において税務当局等においてその所得の査定を考へるということであるか。

○政府委員(渡辺喜久造君) この規定は輸出振興の規定だと思つておつておつて、併し法律に書いてあるのは輸出による所得と書いてあるのですから、我々は輸出振興のための云々といふのは目的であつて、併しこれを執行する面になれば輸出の所得と書いてあるのですから、従ひまして我々は輸出の所得といふものを中心に考へて行くべきものじやないか。従ひまして、今お話のようにいつきり輸出は損してゐるものだといふことがわかつた場合に、輸出の所得を算定する、それは算定いたしましたもマイナスの所得しか出ないといふことにならざるを得ないと思つておつておつて。ただ要するに輸出についても或る程度の利益があり、国内においても或る程度の利益があり、それを細かく一々計算して、或いは輸出の場合の利益率と国内の場合の利益率が、そこに多少の差異があるかも知らん。併し大勢において遠いがないといふことになれば、簡略な計算をしてよいのじやないかといふふうな思つておつておつて。

○小林政夫君 私は今損失のある場合を言つたのではなくて、今の場合は或る程度のところに内需と輸出と収益率が違ふという場合に、とことんまで原価を洗つてはつきり輸出所得は幾ら、こいうことを積み上げて行つて計算をするのか、これは輸出所得と書いてあ

るのだから、その通りやれば間違いないのだといふふうなことで、とことんまで採算関係を洗うといふことであるか、そこに或る程度の輸出振興策だといふことを頭に置いて、多少内需と輸出の収益の違ひの場合に含みを持たせるといふ意味があるかないかといふこと。

○政府委員(渡辺喜久造君) 委員会では質問されれば、私としては輸出の所得金額と書いてあるのですから、輸出の所得金額を計算しますと申し上げる以外に申し上げようはないと思ひます。結局内需の場合と輸出の場合と利益率が違ひ、違ひと言つてもどれくらい利益率が違ひか、実は利益率が違ひといふことがわかれればおのずから計算はできてしまふわけじやないかと思つておつておつて。ただ余りそのために細かく計算をするのは、これだけの故に余りに大きな手数をかけるのは如何か。そういう場合にはおきましては、その大勢を誤らない範囲において簡略な計算をすることは恐らく許されてゐる範囲のものじやないかと、かように考へておつておつて。

○小林政夫君 だから委員会では言へば、厳重に言わなければならぬといふことは、それは字句的にはその通りだけれども、今の答弁で大体自分としては了承できるけれども、速記へ残す答弁としては少し含みがかつておつておつて、それはあなたのほうにやういふふうになると、下のほうはよほど、出先は字句によつてやらなければいけませんので、この扱いといふか、通帳等が行く場合において、その辺のあなたの今の気持、言外に含まれた気持が反映できるような措置がとられる

かどうか、とつてももらいたい、こういうことなんです。

○政府委員(渡辺喜久造君) 言外と言われてもさうと困りますけれども、我々といましては、先ほど来申し上げるように、このために余りにいろいろな煩雑な手数をかけるべきじやない。従つてこういう場合にはさういふ簡略な計算でよろしいということにつきましては、一つの統一の意味において、国税庁とよく相談した上で、全国の扱いを統一する意味における通牒は出したと思つております。

○森下政一君 法人税、或いは事業所得税の申告の場合、交際費について成るべく寛容な態度をとれとか、規制すべきじやないとか、いろいろ議論が行われてゐると思ひますが、今実際の取扱はどうなつておるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 交際費の取扱ひでございしますが、まあ法人の場合と個人の場合、或いは分けてお話ししたほうがいいかと思ひますが、法人の場合におきましては、よく給与を交際費の名前で出したり、或いは賞与に当たる金を交際費の名前で出したりすることが間々ございします。従ひましてその点につきましては、はつきりした領収書があるかないかということが、一応のまあ判定の基礎になります。領収書もなく交際費で出してあるという場合には、或いはそれが給与である場合、或いはそれが役員に対するものである場合には賞与ではないかという議論が出て来るわけでございます。その点について会社のはうからさうでないという説明を求められておるわけでございます。そういう点がよく了解できれば交際費に入れる。或いはさう

でなければ賞与に認めると、こういうような扱いだと思ひます。個人の場合におきましては、そういうような意味の問題は余りないのですけれども、今度は逆に営業に関連のある意味の交際費であるとか、或いはそのかたの表と裏と言ひますが、表のほうの経費であるのか裏のほうの経費であるのか、この点がよく問題になります。そのかたの、例えば我々月給取りのようなものでも、一応或る意味におきましては交際費を要するわけでございます。さういふ生活に結び付いた交際費、営業に結び付いた交際費、この点でいろいろ議論があるわけでございますが、大体その費途等を見まして、これは商売に關係のある人と会食したとか、さういふ場合にはこれは交際費に見るとか、或いは親戚の人と会食したという場合には、これはむしろ所得から支払われるべき交際費である、さういふようなこととす。まあ一つは、今言ひましたように、要約いたしますと、その支払ひ等について受取りがあるかないかというようないことが問題になりますし、それから個人の場合におきましては、それがどういふために費われていたかという点によりまして、必要経費に属する場合もあるし、さうでない場合もある、さういふ考へております。

○森下政一君 さうすると、今のことはどう了解してよろしいのですか。個人の場合営業に關するものというところにあれば、これは或いは必要な経費として算入できる。法人の場合だとすれば、これは勿論給与或いは給与といふものでないといふことがはつきりしておれば、いわゆる社用族の飲み食ひといふことは天下御免ということになるわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ営業に關連のあるといふのも多少いろいろな含みがありますんで、まあ私は簡単に営業に關連があると言へば、さうだと申し上げていいと思ひますけれども、そこに或る程度のボーダー・ラインの点がないとも限らんのですから、具体的な事実になりますと、まあいろいろまだ問題が残つておると思ひますけれども、一口に言へば営業のために使つた交際費はこれは経費に見る、さういふふうに申し上げていいと思ひます。

それからその次の問題といたしまして、もう一つ、或いはさつきの御質問に關連して補足しておいたほうがいいと思ひますけれども、給与に見られる場合と、そのほかにも一つ……まあその点はちよつと取消しますが、いわゆる社用族關係のものは飲み食い御免だといふ点につきましては、現在いたしましては、一応それが会社のまあ大體使つてゐる金は何かしらにおいて会社の營業のために使つておる金だ、と、一応推定せざるを得ないものですから、従つてそれが現実に払われておれば交際費と見る。それが別の角度から道義的に見れば、或いはそれは多分に奢侈的な使ひ方じやないかとか、いふような非難がなし得るものもあると思つておりますが、さういふものも現在とては、一応交際費として経費に落してゐる。ただ我々としてしまつては、過般の国会にはその点についてまあ制限しようといふような案も出して見たこともあつたわけでございます。今回はいろいろまだ検討すべき問題もあるものですから、提出はいたしませんでしたが、さういふことができるだけな

からんことは勿論希望しておりますが、併し一応の現在の法規におきましては、さういふ意味で使われたものは交際費である、さう申し上げていいと思ひます。

○森下政一君 今日はいふ非常に遅いのですが、丁度比較的暇なときだからお伺ひするのですが、これは全然違ふ問題なんです。私はしばしば税務署から呼出されるのです。先般も呼出しを受けて、何かしらと思つて、私みずから出頭してみると、確定申告をしておらんといふわけなんです。ところが私は出してゐるんです。これをだんだんせんさくをして見ると、私の住んでゐる町が、同じ町と同じ番地の同じ所に住んでゐるんだが、たま／＼市が町名の改称をやつて町名が變つたわけなんです。さうすると、その取扱つてゐる係りが違ふことになつたらしいのです。さういふことの行き違ひのために、出してゐるものが出しておらんと、さういふことになつて呼出しを受けた、さういふ事実があるのです。又、それに限らずいろいろなことでは、私は呼出しを受けてゐます。更に東京では、私は渋谷の税務事務所は何通も呼出しを受けて行つたのですが、私は税金は一切滞納しておらんつもりなんです。ちやんと納めてゐる。ところが九十二円とかの税金を納めておらんとさういふので、何通も差押えをすると言つて来るのです。私はなぜさういふものがかるかわからんので、私の税を納めた領収書もちやんと見せて、これこれだ、全部完納してゐるじやないか、あなたのほうには受取りがあるんじやないか、ところが今度九十二円滞納してゐると言ひが、これは何の税金だ

と、だん／＼せんさくをしたのです。私にどこでかかつて来るものと言へば、小さな家、屋敷を持つてゐるといふ以外に何もないはずなんです。ところが驚いたことには、私は千駄ヶ谷の二丁目に住んでゐるが、四丁目十五坪の土地を持つてゐるといふのです。持つてゐる事實はない、持つてゐたら売り飛ばしちやうがないのです。もう一遍調べてくれといふわけで物別れになつたのです。私は大阪のほうで呼び出されて行つたときには幾日仕事で、ちよつとま／＼したら一日過ぎちやう。これは向うの怠慢なんです。町名が改称になつたときに係りが變つた。そんなのは明らかに向うさんの間違いで、向うさんの怠慢です。さういふことが頻りに、私のみなならず納税義務者に行かれてゐる。これは税務署からちよつと来いだから、種やかじやないと思ふからあつて飛んで行く。さういふことが一切なからずあるのじやないかと思ひが、向うの怠慢だといふことがわかつて、帰つてもよろしいくらいのことだ、さういふような先方の怠慢とか誤りによつて人を呼び出して一日むだ働きさせたといふときには日当を払つて、損害賠償をするとか何とかいふふうにはすれば、少し向うさんも慎重になるのじやないか、又国民感情もよくなるのじやないかと思ひが、どうでしょうかな。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ今の日当を出すとか何とかいふことは、一つの御意見だと思ひますが、私たちとしては、さういふ話の原因になります。さういふむだな呼び出しが大體いけな、い、そこで今のお話を伺つてみますと、問題が二つに分れるようでございます。

が、その東京のほうのお話では、税務事務所、恐らく土地の問題でございまして、固定資産税の問題だと思ひます。税務事務所の問題だと思ひます。が、実はこのほうは東京都の關係でございまして、我々も友達付き合いでございまして、よく注意はしておきますが、我々の、或いは国税庁の直接の監督下というものでございまして、それがどんなふうになつてゐるかわかりませんが、又そういう不始末についてどういふことをしてゐるかというふうなことに、ちよつと御説明申し上げることはできかねると思ひますので、この点は御了承願ひたいと思ひます。大阪のほうは、これは国税庁の直接管轄でありますから、これは国税庁として、は、当然責任を負うべきものであります。我々もとくちよつと問題に葉書などを差上げて、すぐ税務署へおいで願うというふうな措置は、これはお忙しかたが、これはどういふ商売をしてゐるかたにしましても同じこととてございまして、むだな足を踏んで頂く、これは絶対にいけないこととてありますので、書面で話が済むこととて、当然先ず第一に書面で済ますべきである、或いは電話番号などもわかつておるかたがたさんありますので、電話で話が済むならば、電話で済ますべきであり、そしておいで願ひたいという件については、少くとも要件などを、こういう件についてお話し願ひたいというふうなことは書いてお出しすべきでないか、おいで願ひたい、どうしてもおいで願ひなければならぬか、つまりそういうこととて、それ以外に書面とか電話で済ますべき

じやないか、又おいで願ひ場合におきましては、少くとも何のため呼び出しが来たかわからんということはいけないうので、要件がこういう件であるということはつきり書いて出すべきじやないか、こういうふうな指導をしてはおるのであります。必しも今お話を伺いますと、そうした趣旨が徹底してゐないようでございますので、更に国税庁にもよく話しまして、その点の趣旨が徹底するように指導したい、かように考えます。

○理事(西川五郎君) それじや本日はこれで散会いたします。明日は十時から開会いたします。

午後九時三十分散会

【参照】

揮発油税法の一部を改正する法律案に対する修正案(小林委員提出)

揮発油税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十條の次に一條を加える改正規定の前に次の改正規定を加える。

第四條中「一千万円」を「九千五百円」に改める。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律施行の際、製造場及び保税地域以外の場所、揮発油の製造者又は販売業者が、改正前の同法第四條の税率による揮発油税を課した、又は課すべきであつた揮発油を所持する場合において、その者がこの法律施行の日から起算して二十日以内にその数量について政府の承認を受けたときは、命令の定めるところにより、その承認を受けた数量

に係る揮発油一キロリットルにつき千五百円の割合により算出した金額をその者が納付すべき揮発油税額(改正後の同法第十五條の二の規定による利子税額を含む)から控除し、又は当該金額の交付金を交付する。

七月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二七一〇号)(第二八五八号)(第二九六八号)
- 一、揮発油税率減に関する請願(第二七一〇号)(第二八五九号)(第二九二九号)(第二九六九号)
- 一、元南西諸島の特定郵便局長等に国家公務員共済組合法等準用の請願(第二八〇三号)
- 一、在外資産の補償に関する請願(第二八二三号)
- 一、公益事業の独立採算制改善に関する請願(第二九二二号)
- 一、相続税法第十二條第七号等改正に関する請願(第二九七〇号)
- 一、宮城県秋保村に国立たばこ試験場設置の請願(第二九七一号)
- 一、所得税法中一部改正に関する請願(第三〇〇九号)
- 一、登録税法中一部改正に関する請願(第三〇二三号)
- 一、電源開発に伴う補償金の所得税免除の請願(第三〇二四号)
- 一、電源開発資金の金利引下げに関する陳情(第三二五号)

第二七一〇号 昭和二十八年七月十八日受理

石油関税の減免措置延期に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡水沢町字大町四八 岩手県南自動車株式会社取締役社長 長青山基吾

紹介議員 千田正君 川村松助君

昭和二十六年三月、関税定率法が改正された際、昭和二十六年、七年度さらに昭和二十八年、五月(暫定措置)にわたり、「石油関税率を一割減税する特別措置」がとられたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは、真剣な考慮と英断が必要とされる際であるから、本措置が引き続き昭和二十八年度も認められるように配慮せられたいとの請願。

第二七一〇号 昭和二十八年七月十八日受理

揮発油税率減に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡水沢町字大町四八 岩手県南自動車株式会社取締役社長 長青山基吾

紹介議員 千田正君 川村松助君

揮発油税率は、税率が価格の約五割に相当する担税力を無視した不均衡な重税であるから、昭和二十八年度税率収予算面を考慮し可能な暫定措置として差当つて「揮発油税率キロリットル当り一万一千円を八千五百円」にする減税を実施されたいとの請願。

第二八〇三号 昭和二十八年七月二十日受理

元南西諸島の特定郵便局長等に国家公務員共済組合法等準用の請願

請願者 東京都三鷹市下連雀二一七尾形方 仲浜政助 外五百名

紹介議員 松原一彦君

元南西諸島の特定郵便局長、通信手、通信手、雇員および特務雇員に対し、国家公務員共済組合法ならびに国家公務員等に対する退職手当法を準用するように法令の一部を改正せられたいとの請願。

第二八二三号 昭和二十八年七月二十日受理

在外資産の補償に関する請願

請願者 島根県議會議長 中島龍一

紹介議員 小龍彬君

今次戦争の終結によつて喪失した在外資産は本来国家および国民がひとしく負担しなければならぬ国家賠償に充たせられたものであり、在外同胞が多年粒々辛苦の結晶として得た資産の無償供出によつて、国家は当然負担しなればならぬかつた金銭賠償を免れてゐるのであるから、全引揚者の在外資産補償制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第二八五八号 昭和二十八年七月二十日受理

石油関税の減免措置延期に関する請願

請願者 徳島市仲ノ町三徳乗合自動車協会内 栗田善吉 外四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二七一〇号と同じである。

第二八五九号 昭和二十八年七月二十日受理

揮発油税率減に関する請願

請願者 徳島市仲ノ町三徳島県

乗合自動車協会の 栗

田善吉君外四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二七一〇号と同じである。

第二九二二号 昭和二十八年七月

二十一日受理

公益事業の独立採算制改善に関する請願

請願者 山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内 松本長兵衛

紹介議員 海野三朗君

わが国の公益事業の発達には都会中心主義であり、山間へき地が等閑に附されている根本原因はこれらの企業が独立採算制を採っていることに起因するから、これを改善せられたいとの請願。

第二九二九号 昭和二十八年七月

二十一日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 山口市今市一ノ四山口県バス協会内 井上隆

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第二七一〇号と同じである。

第二九六八号 昭和二十八年七月

二十一日受理

石油関税の減免措置延期に関する請願

請願者 島根県益田市大字上吉田九六ノ二石見交通株式会社取締役社長 小河松吉

紹介議員 大達茂雄君

この請願の趣旨は、第二七一〇号と同じである。

じである。

第二九六九号 昭和二十八年七月

二十一日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 島根県益田市大字上吉田九六ノ二石見交通株式会社取締役社長 小河松吉

紹介議員 大達茂雄君

この請願の趣旨は、第二七一〇号と同じである。

第二九七〇号 昭和二十八年七月

二十一日受理

相続税法第十二条第七号等改正に関する請願

請願者 東京都中央区京橋二ノ八第一生命分館内全国生命保険外務労働組合連合会内 石川金平

紹介議員 高橋進太郎君

国会ならびに政府は、自立経済促進のため各種の長期資金拡充政策を立てて一昨年来再度にわたり生命保険に対する税制上の特別措置を講じてきたが、現段階における民間生命保険の実態は他の金融機関に比し、保有資金はいちじるしく低く、かつ全社平均保険金額は昭和二十七年において十七万円を指向する状況にあるから、(一)相続税法第十二条第七号による生命保険金受取人一人二十万円の非課税を百万円に引き上げること、(二)所得税法第十四条第五号による生命保険料年額四千円までの控除を年額四万円までに引き上げること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二九七一号 昭和二十八年七月

二十一日受理

宮城県秋保村に国立たばこ試験場設置の請願

請願者 宮城県名取郡秋保村長 秋山亮運外二名

紹介議員 上林忠次君

宮城県秋保村は、東北五県たばこ耕作組合連合会の設置せる秋保たばこ試験場があり、耕作技術の指導研究にその成果はまことに大きいものがあるが、僅少な予算その他の関係によりその経営は小規模であり、逐年増高せる耕作熱に加え本村の如き立地条件に恵まれ環境に位置しながら充実した研究機関がないことはまことに遺憾であるから、本村に国営たばこ試験場を設置せられたいとの請願。

第三〇〇九号 昭和二十八年七月

二十一日受理

所得税法中一部改正に関する請願

請願者 福島県杉妻町一五福島県町村会内 横山宗延 外一名

紹介議員 石原幹市郎君 木村守江君

給与所得者にして他に事業を経営するものは合算された所得について重ねて税負担を余儀なくされておる実情にあるは不合理であるから、給与所得と事業所得の合算額の課税を廃止せられたいとの請願。

第三〇二三号 昭和二十八年七月

二十一日受理

登録税法中一部改正に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島県町村会内 横山宗延

外一名

紹介議員 木村守江君 石原幹市郎君

地方税法の改正により固定資産の評価は市町村の評価員ならびに評価審査委員会において調査決定することになつており、その決定に基き登録申請をした場合、登記所においては登録税法第十九条の六および七を適用し申請の大半は登記所の認定により登記せしめられているが、これでは評価員の權威を失墜するのみならず評価員設置の意義を失うに至ると思われるから、評価員の評価をもつて登録できるよう登録税法を改正せられたいとの請願。

第三〇二四号 昭和二十八年七月

二十一日受理

電源開発に伴う補償金の所得税免除の請願

請願者 福島市杉妻町一五福島県町村会内 横山宗延 外一名

紹介議員 木村守江君 石原幹市郎君

未開発電源地帯を開発し電力資源の増強を図ることは日本経済再建上最も緊要なる問題で、開発のため犠牲となり祖先伝来にして、かつ、農民唯一の生産資本たる土地の強制収用についての補償金に対しては現行税法は譲渡による所得税を徴収することになつてゐるから、この補償金に対する所得税を免除するよう税法を改正せられたいとの請願。

第三〇二五号 昭和二十八年七月

二十一日受理

大蔵委員会電源開発資金の金利引下げ

に関する陳情

陳情者 岡山県議会議長 蜂谷初四郎外一名

わが国経済の安定期に達するまで特に産業の基礎たる電源開発資金に対しては年三分程度の低金利をもつてその促進をはかるとともに、電気料金の高騰を抑制する措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十八年九月二十六日印刷

昭和二十八年九月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局